

公的証明

家族

子ども

お金

住む

働く

自動車・船

外国人の方

連絡先一覧

復興のための

暮らしの手引き ～ここから/KOKO-KARA～

平成23年4月版

～ここから歩き始めるすべての方へ～

この冊子は、被災者の方々の「これから暮らし」に役立つと思われる「制度」や「手続き」等の情報を集めたものです。

掲載された情報は平成23年4月11日時点のものであり、その後、法律や制度等が変更されている場合もあります。今後も必要に応じて情報は更新していくますが、情報更新が間に合わない場合もあります。

この冊子に掲載されている情報や日々の生活の中で少しでもわからないことがあれば遠慮なく関係諸機関や専門家（できるかぎりお近くの弁護士、司法書士、税理士、行政書士等）にご相談ください。

この冊子はどなたでも自由に複写・複製・配布してご利用頂けます。但し、内容の改変については、下記作成者の責任において行いますので、訂正すべき情報、新たに掲載を希望する情報、その他内容面でのご意見・ご希望は下記お問い合わせ先までお寄せください。特に、内容に誤りを見つけられた場合、下記お問い合わせ先にご一報頂けるととても助かります。

【お問い合わせ先】

〒160-0017 東京都新宿区左門町6-10 渋谷ビル4階

ネクスト法律事務所内

「ここから／KOKO-KARA」編集委員会

電話 03(6457)4712 / FAX 03(6457)4713

E-mail hiraiwa@nextlaw.jp

この冊子は、新64期司法修習生の長田大徳、國松崇、藤川忠宏、松本深雪及び吉田可保里並びに弁護士平岩利文（第一東京弁護士会所属）が作成しました。

なお、この冊子の内容に関するすべての責任は弁護士平岩利文が負っています。万一、冊子の内容に誤り等があっても、作成にあたった上記各修習生や、この冊子の印刷・配布等にご協力くださったすべての方々・企業には何らの責任もありません。

公的証明

人に関するもの

◆戸籍を管理する役場が被災した

戸籍の原本は各市町村役場で保管されていますが、その「副本」は法務局に保管されており、今回の震災でもデータは無事でした。

法務局に保管されている「副本」から戸籍を再現した市町村役場の窓口ではこれまでと同じように戸籍謄本や戸籍抄本の発行を受けることができます。

なお、法務省では岩手県の陸前高田市、大槌町、宮城県の南三陸町、女川町の各戸籍データの復元は「4月中にも完了する」と見通しを述べています。

ただ、震災直前のデータについては法務省の「副本」に反映されていない可能性もあります。各市町村役場が戸籍業務を再開した後は、反映されていないデータ（震災直前の出生届等）について確認された方がいいかもしれません。

▶お問い合わせ先／各市町村役場

◆出生、死亡、婚姻の届出

今回の震災で身内の方がお亡くなりになった場合、「死亡を知った日から7日」の提出期限（戸籍法）を過ぎてしまっても死亡届は受理されます。届出をする方が遠方の避難所で生活されている場合、その最寄りの市町村役場でも死亡届を提出することができます。

また、出生届、婚姻届についても同様です。

▶お問い合わせ先／各市町村役場

◆遺体検案書の発行

ご遺体の埋葬には遺体検案書が必要になる場合がありますが、現在、この遺体検案書の作成費用は公費で行われることになっています。医療機関から遺体検案書の作成代金を請求された場合には、「作成代金は公費負担のはず」と申し出てください。

◆死亡の推定（年金や労災）

年金や労災の支給にあたっては、お亡くなりになった方の「死亡の推定」がその条件になっていることがあります。

現在、厚生労働省ではこの「死亡の推定」を、今回のような震災にも適用できるようにしたうえで、その期間についても、これまでの「災害発生時から1年」から「災害発生時から3ヶ月」に短縮するよう法改正を検討中です。

▶お問い合わせ先／日本年金機構被災者フリーダイヤル（0120・707・118）、社会保険労務士等の専門家

◆死亡の認定（相続）

ご親族に行方不明の方がいらっしゃる場合で、かつ、早急に相続手続きを取る必要に迫られている時は、死亡認定制度（戸籍法に基づく制度です）や失踪宣告制度（民法に基づく制度です）を利用することになります。

いずれも官公署（海上保安庁）や家庭裁判所での手續が必要となりますから、弁護士などの専門家にご相談されることをお勧めします。

なお、後になって、行方不明だった方が、幸い、ご無事だったことが確認できれば、死亡認定や失踪宣告の効力は失われます（この場合も戸籍の訂正や家庭裁判所への請求が必要になりますので、同じく弁護士などの専門家にご相談ください）。

▶お問い合わせ先／家庭裁判所、弁護士等の専門家

◆健康保険証をなくしてしまった

今回の災害では医療機関の受診にも特別措置が取られており、宮城県や福島県などの災害救助法が適用されている市町村で暮らしている被災者の方については、医療機関の窓口で氏名、住所、生年月日を伝えれば、健康保険証がなくても治療を受けることができます（少なくとも今年5月末まではこの特別措置が取られます）。また、手持ちのお金がなければ窓口で払う3割の自己負担分についても支払いを猶予してもらえます。

なお、災害救助法適用地域にお住まいの方で家が全半壊したり、収入がなくなってしまった方など、被災の程度が甚大な方については、3割の自己負担分や入院時の食事代なども免除されます。

奇跡的に助かった命です。少しでも体調が悪ければ、お金や健康保険証がないからといって治療を先送りしたりせずに、一日も早く医療機関で受診してください。

なお、健康保険のきかない先端医療の技術料や差額ベッド代などはこのような特別措置の対象になりません。必ず受診した医療機関の窓口で確認してください。

▶お問い合わせ先／各医療機関の窓口、各市町村役場

◆住民票を取得したい

住民基本台帳のデータは各市町村が民間の企業に保管を委託している場合があり、その保管先データから住民基本台帳が復元されていることが多いようです。

市町村の窓口で本人確認が取れれば住民票の交付を受けることができます（窓口で氏名、住所、生年月日を確認している場合が多いようです）。

まずは市町村の窓口に問い合わせてみてく

ださい。

▶お問い合わせ先／各市町村役場

◆実印や印鑑登録カードをなくしてしまった（個人の方）

実印も印鑑登録カードもなくしてしまった場合は、新しい印鑑を用意して、登録印鑑の変更手続きを取るとともに、新たな印鑑登録カードの交付申請を提出してください。

実印だけをなくしてしまった場合は、新しい印鑑を用意して、市町村の窓口で登録印鑑の変更手続きを取ってください。

実印は手元に残っているけれど、印鑑登録カードをなくしてしまったという場合には、印鑑登録カードの再発行手続きを市町村の窓口に申請すれば新しい印鑑登録カードを発行してもらえます。

いずれの手続きも、窓口は市町村役場です。

▶お問い合わせ先／各市町村役場

◆代表印や印鑑登録カードをなくしてしまった（法人の方）

代表印も印鑑登録カードもなくしてしまった場合は、新しい印鑑を用意して、改印届、紛失した印鑑登録カードの廃止届を提出の上、新たな印鑑登録カードの交付申請を提出してください。この場合、会社の新しい印鑑の他に、代表者個人の方の実印とその印鑑証明書も必要となります。

代表印だけをなくしてしまった場合には、会社の新しい印鑑と代表者個人の方の実印及びその印鑑証明書を持参の上、改印届を提出することになります。

代表印は手元に残っているけれど、印鑑登録カードをなくしてしまったという場合には、会社の代表印を持参の上、印鑑登録カードの廃止届を提出し印鑑登録カードの交付申請手

手続きを取ってください。

いずれの手続も、窓口は法務局です。

➡お問い合わせ先／お近くの法務局またはその出張所

◆運転免許証をなくしてしまった

運転免許証は運転免許センターや警察署で再発行の手続きを受け付けています。

なお、お持ちの運転免許証の有効期限は今回の震災のために今年8月31日まで延長されています。「有効期限が切れそうだから」といって焦ることなく、まずは管轄の運転免許センターや所轄の警察署に問い合わせてみてください（被害の激しかった東北地方太平洋側沿岸部では臨時窓口が設置されている場合もあります）。

➡お問い合わせ先／管轄の運転免許センター、警察署

◆年金証書をなくしてしまった

➡「お金」「もらう」のページをご覧ください。

不動産に関するもの

◆権利証等をなくしてしまった

今回の震災でご自宅の権利証や登記識別情報通知書をなくしてしまっても、それが理由で所有権などの権利まで失うわけではありません。

また、「不動産の所有者が誰なのか」は、法務局にある不動産登記簿（現在事項証明書）によって確認することができます。

権利証等をなくしてしまっても、罰則などはありませんし、ご自宅を売却したり、抵当権を設定したりすることも可能です。

なお、抵当権を設定したり、所有権を移転したりする場合、権利者の本人確認が厳しく

行われますから、権利証等をなくしてしまったからといって、知らない間に土地に抵当権が設定されていたとか、売却されてしまっていたという事態はまず起りません。

詳しい手続き等については司法書士や弁護士、法務局にお問い合わせください。

➡お問い合わせ先／お近くの法務局またはその出張所、司法書士、弁護士等の専門家

◆土地の境界がなくなってしまった

➡「住む」のページをご覧ください。

そのほかの証明書等

◆り災証明書を取得したい

り災証明書というのは、市町村が、被災した方の申し出を受けて、家屋の被害状況の調査を行い、その確認した事実に基づいて発行する証明書のことです（被害の程度によって「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」等に分けられます）。

今後、各種の公的給付や支援等を受ける際に必要となる場合が多いので、できる限り取得しておかれることをお勧めします。

市町村によって発行体制が異なっているようですから、必ず、被災した家屋のあった市町村役場の窓口で確認してください（福島原発周辺の避難指示圏内で被災された方については、家屋の現地調査ができないために、り災証明書の発行は避難指示が解除になるまで待たされる可能性があります）。

なお、事業者のり災証明もあります。事業者の方より災証明書を取得されることをお勧めします。

「天災だから…」といって諦めることなく、あなた自身やご家族のためにも各種の公的給

付や支援等を受けるための準備をすすめてください。

➡お問い合わせ先／各市町村役場

◆車庫証明を取得したい

➡「自動車・船」「自動車」のページをご覧ください。

◆被災証明書を取得したい

り災証明書が家屋の被害状況を証明するのに対して、被災証明書は家屋の他、土地、塀・門扉など付帯物、備品・家具などに被害があったことを証明するものです。

地震災害を受けた事実を証明するもので、り災程度（全壊・半壊など）を証明するものではありません。証明する内容は、被災場所・被災物件・被災状況（例：ひび割れた、傾いた、壊れた、使用不能など）です。

損害保険会社への申告や、個人で銀行から融資を受ける場合、勤務先で提出を要する場合などに使用します。

り災証明書と同じく市町村役場の窓口に問い合わせてみてください。

➡お問い合わせ先／各市町村役場

◆車検

➡「自動車・船」「自動車」のページをご覧ください。

◆避難者情報

総務省では、被災した方へのお見舞金の給付や被災地の復興情報を提供するため、避難者の方の移動先を把握する「全国避難者情報システム」を立ち上げ、4月25日までに運用を開始する予定です。

避難所や親戚宅で生活している被災者の方は、書面に被災時の住所や現在の所在地を任意で記入し、避難先の自治体に提出することになります。

➡お問い合わせ先／お近くの各市町村役場

◆新しく自動車を購入したい

➡「自動車・船」「自動車」のページをご覧ください。

家族

葬儀・埋葬

◆葬儀を行うことが難しいとき

親族の方がお亡くなりになったにもかかわらず、ご遺族がご遺体の埋葬（火葬）を行うことが金銭的・手続き的に難しいときは、自治体がご遺体の埋葬（火葬）を行ってくれます。

▶お問い合わせ先／各市町村役場

死亡・相続など

◆行方不明の場合の相続

行方不明になっている方については、「失踪宣告」などの手続きを経ない限り、「相続」は開始しません。このため、残された財産を分ける（遺産分割）とか、残された借金を引き継がないようにする（相続放棄）ためには、家庭裁判所に失踪宣告の申し立て等を行う必要があります。

手続きの進め方についてはお近くの家庭裁判所や弁護士等の専門家にご相談されることをお勧めします。

▶「公的証明」「死亡の推定（相続）のページ」をご覧ください。

◆借金を相続してしまった場合

お亡くなりになった方の財産より借金の方が多い場合には、家庭裁判所で「相続放棄」の手続きを取れば「プラスの財産も借金も引き継がない」ことができます。また、「相続したプラスの財産の限度で相続した借金を払う」という手続き（「限定承認」といいます）もあります。

相続に関する問題は、「誰が相続人なのか」「相続放棄をした方がいいのか」といった点も含めて複雑ですし、一定の期間内に手続き

を行わなければならない場合があるなど複雑です。

できるかぎり、お近くの家庭裁判所や弁護士等の専門家にご相談されることをお勧めします。

▶お問い合わせ先／家庭裁判所、弁護士等の専門家

◆行方不明者の財産管理など

今回の震災で行方不明になっている方の財産をどのように管理すればよいのか分からぬ場合には、「財産管理人」を選任してもらうことができます。

また、お亡くなりになった方に財産はあるものの相続人がいるかどうかわからない、といった場合には、「相続財産管理人」を選任してもらうことができます。

いずれの場合も家庭裁判所に選任の申し立てをする必要があります。

お近くの家庭裁判所や弁護士等の専門家にご相談されることをお勧めします。

▶お問い合わせ先／家庭裁判所、弁護士等の専門家

介護

◆介護利用料等の支払い猶予・減免

今回の震災で被災した方で、介護サービスの利用料の支払いが困難な方については、利用料の減免を受けられる可能性があります。

また、申し立てをすれば、介護サービスの利用料等（食費及び居住費）については、平成23年5月末日まで、支払いが猶予される可能性もあります。

介護サービスが必要であるにもかかわらず、経済的な事情のみでサービスを受けることを

控えたりしないでください。

なお、減免措置や支払い猶予措置を受けるためには一定の条件がありますから、お近くの市町村介護保健担当窓口や地域包括支援センターに確認してください。

➡お問い合わせ先／各市町村役場、地域包括支援センター

◆介護保険証をなくした場合

お手もとに介護保険証がなくても、氏名・住所・生年月日を伝えることにより、介護サービスを受けることができます。

なお、各市町村役場で介護保険証の再発行を受ける場合には、身分を証明できるもの（運転免許証など）をご持参ください。

➡お問い合わせ先／各市町村役場、地域包括支援センター

◆要介護認定

介護保険証をなくしてしまった場合でも、要介護認定の申請をすることができます。

今回の震災で介護を必要とする状態になってしまった方あるいはそのご親族の方は、できるかぎり早めに要介護認定を申請して介護サービスを受けられるようにしてください。

➡お問い合わせ先／各市町村役場、地域包括支援センター

◆在宅サービス

ご自宅以外の場所（避難所や避難先の旅館等）で生活している場合でも、必要なサービスを受けることができます。

➡お問い合わせ先／各市町村役場、地域包括支援センター

◆介護保険料の減免

➡「お金」「払う」「国民健康保険料、健康保

険料、介護保険料等の減免・猶予等」のページをご覧ください。

障害のある方

◆障害者支援センター情報

日本障害フォーラム（JDF）が仙台市に「みやぎ支援センター」を、郡山市に「被災地障害支援センターふくしま」をそれぞれ開設しています。これらのセンターでは、今回の震災により被害を受けた障害者施設等を巡回し、必要物資等を聞き取り、物資を運搬するなどの活動を行っています。

➡お問い合わせ先／JDF東北関東大震災被災障害者総合支援本部
みやぎ支援センター（022・306・4663）
被災地障害支援センターふくしま

（080・6007・8531）

子ども

入学・転校

◆転校手続き

文部科学省は都道府県の教育委員会等に対して、今回の震災で被災した児童・生徒等の転校手続きについては、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れるよう通知しています。

➡お問い合わせ先

北海道 義務教育課 (011・204・5769)

青森県 学校教育課 (017・734・9895)

秋田県 義務教育課 (018・860・5147)

山形県 義務教育課 (023・630・2871)

茨城県義務教育課指導担当
(029・301・5226)

栃木県 教職員課小中学校人事担当
(028・623・3385)

群馬県 義務教育課 (027・226・4615)

埼玉県 小中学校人事課学事担当
(048・830・6939)

千葉県 指導課教育課程室
(043・223・4059)

東京都 義務教育課 (03・5320・6752)

各区市町村教育委員会(03・5320・6752)

神奈川県 子ども教育支援課
(045・210・8217)

新潟県 義務教育課 (025・280・5604)

富山県 小中学校課 (076・444・3449)

茨城県では、今回の震災の影響で福島県から県内へ避難してきた児童・生徒が県内の学校に転入学を希望する場合、原則的に希望者全員を受け入れることを明らかにしています。転入学の際は転出証明書などの書類がそろわない場合でも対応してくれます。問い合わせ先は、公立小中学校への転入学については各市町村教育委員会か県教育委員会義務教育課 (029・301・5215)。県立高校と特別支援学校への転入学については、高校教育課 (029・301・5260) か特別支援教育課 (029・301・5280)。

また茨城県内の私立校12校も希望者を受け入れる方針で、一部の私立校では、入学金や授業料免除の措置もとっています。県私学振興室 (029・301・2249) が相談に応じています。

学費など

—学費の減免—

◆高等学校の授業料减免

今回の震災による経済的な困窮で授業料等が支払えなくなってしまった場合、授業料や入学料等の減額又は免除措置を受けることが可能です。

➡お問い合わせ先／各市町村役場、各学校

—奨学金—

◆奨学金制度の緊急採用

今回の震災により家計の状況が急変(悪化)し、緊急に奨学金が必要となった場合には、無利子の奨学金を緊急に借りることができます。

震災を原因とする経済的な困窮を理由に学業の継続を諦めることのないように、奨学金

制度など使える制度を最大限に活用して、子どもたちに勉強の機会を確保してあげてください。

➡お問い合わせ先／高校生は各学校または県、大学生は各学校または独立行政法人日本学生支援機構

—給付等—

◆教科書等の無償給与

今回の震災で学用品を失ってしまった児童生徒に対しては、教科書や文房具などが無償で支給されます。

また、今回の震災による経済的な困窮で就学が困難になった児童生徒の保護者の方は、学用品費、通学費、給食費等の支給を受けることができます。

➡お問い合わせ先／県および各市町村役場、各学校

—震災遺児支援金—

◆親を失った子

あしなが育英会は、今回の震災で保護者が死亡・行方不明になったり、著しい障害を負ってしまった子どもに対し、特別一時金を支給しています。

➡「お金」「もらう」「震災遺児支援金」のページをご覧ください。

お金

払う

1. 個人の方のお借入

—クレジット—

◆クレジットの支払い、クレジットカードの再発行などについて

社団法人日本クレジットカード協会では、クレジットカードの紛失、クレジットの支払いなどに関し、被災者の方専用の相談窓口を設けています。

また、一部大手クレジットカード会社では、被災したカード会員の平成23年3月から4ヶ月分の支払いについては、自動的に5月以降に繰り延べています。ただし、カード会員からの連絡が数ヶ月途絶えた場合には「延滞扱い」に切り替えられてしまいます。お手持ちのカードを発行しているクレジット会社へお早めにご連絡ください。

なお、クレジット会社の連絡先等がご不明な場合は、社団法人日本クレジット協会被災者専門相談窓口（0120・623・456）にお問い合わせ下さい。

—個人ローン—

◆住宅や車のローンなどの取り扱いについて

住宅金融支援機構は、被災の割合によって返済金の支払いの据え置きや金利引き下げなどを行っています。

また、他の金融機関でも、返済金の支払いを据え置いたり、毎月の返済額や返済期間の見直す、といった相談を受け付けています。

いずれの場合もお取引のある金融機関にご相談ください。

➡お問い合わせ先／各お取引金融機関、住宅金融支援機構被災者専用ダイヤル（0120・086・353、IP電話などは048・

615・0420）

2. 事業者の方のお借入

—事業資金関係—

◆中小企業の融資・保証の相談窓口について

今回の震災の影響を受けた全国の中小企業者からの相談を受け付ける「中小企業電話相談ナビダイヤル」が設置されています【0570・064・350（9:00～17:30）】。

また、ご相談内容が具体的な資金繰り（融資制度や保証制度）に関する場合は、以下の公的金融機関及び各県の信用保証協会の相談窓口を利用することもできます。

＜資金繰り（融資制度）のご相談＞

【日本政策金融公庫】

平日 : 0120・154・505

土日祝 : 0120・327・790（中小企業事業）

0120・220・353（国民生活事業）

【商工組合中央金庫】

平日 : 0120・079・366

土日祝 : 0120・542・711

＜資金繰り（保証制度）のご相談＞

【各県信用保証協会】

中小企業庁から、平成23年4月8日付で、中小企業の資金繰りや雇用面での支援策などの対策を取りまとめた「中小企業向け支援策ガイドブック Ver02」が出されております。こちらも、あわせてご活用ください。

◆借入金の返済猶予やつなぎ資金について

金融機関は、今回の震災の影響を直接・間接に受けておられる事業者の方から借入金の

返済猶予や、つなぎ資金の供与等の申込みがあった場合には、できる限りこれに応じるよう努めています。

今回の震災の影響で資金繰りが悪化してしまった事業者の方も多いと思われますが、あきらめずに金融機関に相談してみてください。

➡お問い合わせ先／お取引金融機関

◆手形・小切手について

全国銀行協会は、今回の震災のために支払期日に企業が手形の決済ができない場合には、「不渡り」扱いとしないよう金融機関に要請しています。

平成23年3月11日以降に金融機関が受け付ける手形や小切手などが対象で、「不渡り」扱いにしない期間は、「当分の間」とされています。

➡お問い合わせ先／お取引金融機関

—リース—

◆リースの取扱について

経済産業省は各リース会社に対し、中小企業から支払猶予や契約期間の延長などの申し込みを受けた場合には、「柔軟かつ適切な対応」を行うよう要請しています。

また、社団法人リース事業協会では、リース相談窓口【03・3234・2801（平日の午前10時～正午、午後1時～午後4時）】において、被災された事業者の方々からのリースに関する問い合わせを受け付けています。

3. 公租公課

—税金—

◆申告・納付等の期限の延長について

(1) 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の方について

すべての税目について、平成23年3月11日以後に到来する申告等の期限が自動的に延長されています。

なお、期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の方の状況に十分配慮して検討していくこととされています。

(2) 上記5県以外の方について

今回の震災の影響により、家屋等に損害を受けたなどの事情により、申告・納付等ができるない方については、状況が落ち着いた後、必要書類を税務署へ提出することで、申告・納付等の期限延長が認められます。

➡お問い合わせ先／お近くの税務署

◆国税の緩和制度について

(1) 災害により家屋等の財産に相当な損失を受けた場合

納税者の方が災害により家屋等の財産に相当な損失を受けた場合、税務署長に申請することにより、一定の国税について、1年内の期間、納税の猶予を受けることができます。

(2) 災害等を受けたことにより納付が困難な場合

上記(1)に該当しない方であっても、災害その他やむを得ない理由で、国税を一時に納付することができないと認められる場合には、税務署長に申請をすることにより、1年内の期間、納税の猶予を受けることができます。

猶予期間の延長や申請受付期間、上記(1)と(2)の猶予を合わせて受ける方法等の詳細については、お近くの税務署にお問い合わせください。

➡お問い合わせ先／お近くの税務署

◆被災者減税について

政府は、以下の被災者や被災企業に対する支援税制関連法案を準備しています（平成23年4月中には、法案が成立する見通しです）。

（1）住宅や家財の被害に対応したもの

ア. 被害に応じた所得税の減免を、震災が発生した平成23年分からではなく、平成22年分の所得から前倒しで適用する。

イ. 倒壊した住宅でも、住宅ローン減税の適用を延長する。

ウ. 住宅立替時の登録免許税を免除する。

（2）自動車に関するもの

ア. 廃車となった車の納付済自動車重量税額の残存期間分を還付する、自動車を買い替える際の自動車重量税を免除する。

イ. 自動車の買い替える際の自動車取得税を非課税にする。

ウ. 買い替えた自動車の自動車税、軽自動車税を、一定期間非課税にする。

（3）法人税に関するもの

ア. 震災による損失額に相当する額を2年前にさかのぼって還付する（3月決算企業では、5月末の確定申告の際に還付の手続をとる必要があります）。

イ. 工場や機械など、買い替えた資産の特別償却を認める。

なお、今後も中長期的な復興支援のための税制支援策が検討されていますので、実施される減税措置については、お近くの税務署や税理士等の専門家にお問い合わせください。

➡お問い合わせ先／お近くの税務署、税理士等の専門家

◆納税地を所轄する税務署の管轄外に避難している場合の税金相談について

納税地を所轄する税務署管轄外に避難され

ている方からの以下の問い合わせについては、お近くの税務署においても対応しています。

- ① 国税に関する相談等
- ② 還付金の支払いについて
- ③ 納税証明書の交付について
- ④ 災害を受けた場合の納税の緩和制度

➡お問い合わせ先／お近くの税務署、税理士等の専門家

—公共料金等—

◆放送受信料の免除について

日本放送協会は、平成23年3月16日から、今回の震災により被害を受けられた受信契約者に対して、一定期間放送受信料の免除を実施しています。

免除措置の詳細や必要な手続き等については、日本放送協会へお問い合わせ下さい。

➡お問い合わせ先／日本放送協会

◆電話料金について

NTT東日本が指定した地域にお住まいの方は、申し出れば、以下のとおり電話料金の支払期限が延長されます。

- ① 平成23年3月中の支払期限の請求書は、支払期限が3ヶ月延長（例えば、3月15日が支払期限の場合、6月15日に延長）
- ② 平成23年4月中の支払期限の請求書は、支払期限が2ヶ月（例えば、4月20日が支払期限の場合、6月20日に延長）
- ③ 平成23年5月中の支払期限の請求書は、支払期限が1ヶ月（例えば、5月10日が支払期限の場合、6月10日に延長）

ただし、口座振替又はクレジットカードで電話料金を支払っている場合については、当初予定日に自動的に口座から引き落とされしまいますので、お気をつけください。

➡お問い合わせ先／「東日本大震災」関連電話料金等問合せ受付センター【0120・533・578（受付時間：平日の午前9時～午後5時）】

◆公共料金・使用料等の特別措置

今回の震災により被害を受けた被災者に対しては、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがあります。

電気・ガス・電話料等についても各種料金の軽減・免除が実施されることがあります。対象者は、各自治体・関係事業者が定めることがありますので、詳しくは、各自治体・関係事業者へお問い合わせください。

➡お問い合わせ先／各市町村役場、関係事業者

◆国民健康保険料、健康保険料、介護保険料等の減免・猶予等

国民健康保険料や医療費の一部負担、健康保険料、介護保険料等について、特例措置が講じられています。

保険者によって取り扱いが異なりますので、詳細は、ご加入の医療保険制度保険者や市町村にご確認ください。

➡お問い合わせ先／各市町村役場、健康保険組合、国民健康保険

◆厚生年金保険料等の納期限延長等について

（1）納期限の延長について

今回の震災によって被害を受けた青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の地域に所在地のある事業主の方等の厚生年金保険料等（厚生年金保険料、船員保険料、健康保険料、子ども手当に係る拠出金等）については、平

成23年3月11日以降に到来する納期期限が自動的に延長されています。

延長後の納期期限は、今後、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととされています。

（2）納付の猶予について

上記（1）の地域以外の地域に所在地のある事業主の方であっても、今回の震災により財産に相当な損失を受けたときには、3月11日以降に納期期限が到来する保険料等について、事業主の方の申請に基づき、1年内に限り納付の猶予を受けることができます。

➡お問い合わせ先／被災者専用フリーダイヤル【0120・707・118（平成23年4月11日～平成23年9月30日）】

◆社会保険料の事業主負担の免除について

政府は、今回の震災で甚大な被害を受けた企業に対し、一定の条件のもと、社会保険料の事業主負担を1年分免除する方針です。

免除されるのは、厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険の事業主負担と、子供手当の事業主拠出金です。

対象は、①事業所の従業員の半数以上に給与が払えない、②月給が数万円程度など給との大幅カットに追い込まれている、のいずれかに該当する場合が適用されています。

➡お問い合わせ先／厚生労働省被災者専用フリーダイヤル（0120・707・118）

もらう

1. 支援金・弔慰金

震災にあわれた方には、被害の程度に応じてさまざまなお金が支給されます。お金の趣旨が違いますから、条件をみたせば、重複して受け取れます。

—災害弔慰金—

◆肉親を亡くされた方

地震・津波でご家族を失ったご遺族に市町村を通じて災害弔慰金が支給されます。

金額は、死亡した方が一家の家計を支えていた場合には 500 万円、その他の場合には 250 万円です。

申請には、①災害弔慰金支給調査票（市町村の窓口で交付しています）②被災証明書（他の市町村で死亡した場合のみ必要、死亡地の市町村で発行してくれます）③支払い希望先口座の通帳またはキャッシュカード、が必要です。

➡お問い合わせ先／各市町村役場

—災害障害見舞金—

◆大怪我や失明された方

地震・津波で重い傷害を負った方には、災害障害見舞金が支給されます。

対象となるのは、①両眼失明、②噛む機能と言語の機能の両方を失った、③神経機能又は精神の障害で常に介護が必要、④胸・腹部の機能障害で常に介護が必要、⑤両腕又は両足の膝以上を失ったか、両腕又は両足が使えなくなった、のいずれかの場合です。

障害を負った方が一家の家計を支えていた場合には 250 万円、その他の場合には 125 万円が支給されます。

申請には①災害障害見舞金支給調査票（市

町村の窓口で交付しています）②医師の診断書（市町村が配布する診断用紙を使ってください）③被災証明書（他の市町村で被災された方のみ必要、被災地の市町村が発行します）④支払い希望先口座の通帳又はキャッシュカードが必要です。

➡お問い合わせ先／各市町村役場

—被災者生活再建支援金—

◆家を失った方

地震・津波で家を失った方に被災者生活再建支援金が支給されます。

(1)基礎支援金

対象になるのは、①住宅が全壊した、②やむを得ず住宅を解体した（半壊や敷地の被害などで倒壊の危険があれば全壊扱いされます）、③危険な状態であるため居住不能が長期間継続している、④大規模な半壊、の場合です。

支給額は、①全壊 100 万円②やむを得ず解体 100 万円③長期間避難 100 万円④大規模半壊 50 万円、です。

申請には、①被災者生活再建支援金支給申請書、②り災証明書、③住民票、④支払い希望先口座の通帳またはキャッシュカード、が必要です。なお、「やむを得ず住宅を解体した場合」には、市町村長の発行する「解体証明書」又は「滅失登記簿謄本」が必要となります。

(2)加算支援金

基礎支援金の対象となる方が住宅を再建した場合、加算支援金が支給されます。

支給額は、①建設・購入 200 万円②補修 100 万円③賃貸入居（公営住宅を除く）50 万円、です。

申請には、基礎支援金の申請書類のほかに、確認できる契約書（住宅の建設・購入、補修、

賃貸) の写しが必要です。

➡お問い合わせ先／各市町村役場

—義援金—

◆家族を亡くされた方・家を失った方・原発避難者

日本赤十字社と中央共同募金会に寄せられた義援金のうち、第1次分約500億円が12道県に配分され、市町村を通じて被災者にお渡ししています。

他の都道府県に避難された方でも、平成23年3月11日に住んでいた市町村に申請すれば、義援金を受け取ることができます。

支給額は、死者・行方不明者1人当たり35万円、家屋の全壊・全焼35万円、家屋の半壊・半焼18万円、原発事故避難者（屋内退避を含む）35万円、というのが全国一律の基準です。

条件をみたせば、重複して支給されます。たとえば、父が死亡し、家が全壊した家庭の支給額は、死者35万円と家屋全壊35万円の合計70万円となります。

なお、県によっては、以下のように上乗せ支給をしています。

①青森県は、死者・行方不明者100万円、家屋全壊・全焼100万円、半壊・半焼50万円、②岩手県は、死者・行方不明者50万円、家屋全壊・全焼50万円、半壊・半焼25万円、③福島県は家屋についてのみ上乗せし全壊・全焼40万円、半壊半焼23万円、を支給しています。宮城県は1次分での上乗せを見送り、一律基準で配分します。

➡お問い合わせ先／各県の義援金窓口・青森県(017・734・9276)、岩手県(019・629・5423)、宮城県(022・211・2519)、福島県(024・521・7322)など

—震災遺児支援金—

◆親を失った子

あしなが育英会は、地震・津波で保護者が死亡・行方不明になったり、著しい障害を負ったりした子どもに対し、特別一時金を支給します。

未就学児10万円、小中学生2万円、高校生30万円、大学・短大・専修学校・各種学校・大学院生40万円です。

➡お問い合わせ先／あしなが育英会(0120-77-8565)

—日本財団弔慰金・見舞金—

◆配偶者・親・子を失った方

日本財団は、地震・津波で配偶者又は親・子が死亡したり、行方不明になったりしている方に死者・行方不明者1人当たり5万円の弔慰金・見舞金を現地支給しています。

現地支給を受けられなかった方には、6月末まで申請を受け付けています。詳しい申請手続は日本財団災害支援センター(0120・656・519)にお問い合わせください。

➡お問い合わせ先／日本財団災害支援センター(0120・656・519)

2. 補償金

原発事故で避難した住民や、出荷停止を受けたり、消費者に敬遠され売り上げが減少したりした農林漁業者、客足が落ちた観光業者などは、事故を起こした東京電力に損害賠償を請求できます。

—原発事故損害賠償—

◆風評被害・精神的損害も賠償

原発事故によって生じたあらゆる損害が、原則として賠償の対象になります。風評被害はもちろん、長い避難生活で被った精神的損

害も賠償が受けられます。

賠償対象や範囲は、文部科学省に設置された「原子力損害賠償紛争審査会」が示します。

第1次指針では、政府の指示で避難した住民や出荷を制限された業者の補償内容が示されました。①避難にかかった交通費・宿泊費、②営業や出荷ができなくなった場合の減収や商品移送費用・廃棄費用、③仕事ができなくなった場合の給与、④財産の価値減少分や放射能物質の除去費用、⑤放射能汚染を検査する費用、⑥避難者の健康悪化による損害、⑦避難生活による精神的苦痛、などが含まれました。

審査会は、7月末までに全ての損害について判定指針を作る予定ですので、指針が決まればその都度ご案内します。

なお、判定指針に基づいて、東京電力の示す補償額に不満がある場合には、原子力損害賠償紛争審査会に「和解の仲介」を申し立てたり、裁判所に損害賠償を請求する訴えを起こすことができます。その場合、損害が原発事故によって生じたものであることを明らかにしなければなりませんから、こまめに記録をつけ、資料を保管・整理しておく必要があります。

—仮払補償金—

◆原発事故で避難された方

東京電力は、判定指針の提示を待たずに避難した住民に対して原発事故損害賠償金の仮払いを始めました。

対象は、①避難区域、②屋内退避区域、③計画的避難区域・緊急時避難準備区域、に住んでいる方です。

支払額は、1世帯当たり100万円、単身世帯は75万円です。

東京電力では、市町村の協力を得て避難所

で説明会を開き、申請書を配布していますが、「福島原子力補償相談室(0120・926・404)」でも申請書の交付を受け付けています。同相談室に問い合わせれば、申請方法や必要書類を知ることができます。

➡お問い合わせ先／東京電力福島原子力補償相談室(0120・926・404)

3. 保険

保険や共済に加入されている方は、契約内容に応じて、ご家族が亡くなったり、けがをされたりした場合には、死亡保険金・共済金、障害保険金・共済金、家が壊れた場合には、地震保険金・再築共済金、の支払いを受けられます。

—生命保険—

◆保険証をなくしたら

生命保険協会に加盟する生命保険会社47社は、地震・津波で被保険者が死亡あるいは行方不明になっている場合で、保険証書をなくしたり、契約した保険会社が分からなくなったりした契約者に対し、「災害地域生保照会制度」を実施しています。照会窓口(0120・001・731 平日の午前9時～午後5時)で契約者の氏名や住所を言えば、契約の有無を調査し、契約がある場合には、保険証がなくても支払いを受けられる手續の案内をしてくれます。

◆必要書類がなくても

保険金を請求するために必要な住民票や事故を証明する書類が整わない場合でも、簡単な手續で保険金・給付金の支払いを受けることができます。

被災直後に入院できず、臨時施設で医師の治療を受けその後入院した場合には、被災し

た日から入院したものとして給付金を受けることができます。

生命保険協会では、各避難所に加盟 47 社の相談窓口の電話連絡先や受付時間を一覧表にしたポスターを掲示することにしています。
 ➡お問い合わせ先／生命保険協会災害地域生保契約照会フリーダイヤル【0120・001・731（平日の午前9時～午後5時）】

—損害保険—

◆保険証券をなくしたら

保険証券がなくても本人確認ができれば、保険金は支払われます。運転免許証や健康保険証など本人確認のための資料がなくても、契約者の氏名・保険対象の建物の所在地、電話番号などで本人確認をします。

契約保険会社が分からない場合には、損害保険協会地震保険契約会社照会センター【0120・501・331（平日の午前9時～午後5時）】に問い合わせれば教えてくれます。

➡お問い合わせ先／損害保険協会地震保険契約会社照会センター【0120・501・331（平日の午前9時～午後5時）】

◆「全損」地域指定

地震・津波で家屋や家財道具が損傷した場合、保険金が支払われるのは、火災保険に併せて地震保険に加入している人に限られます。損害の査定によって支払われる保険金額が決まりますが、被害の激しかった地域については、一戸ずつの査定を行わず、航空写真を使って「全損」地域と査定することにしました。

全損地域に指定された地域についての問い合わせは、そんかいほけん相談室（0120・107・808）で受け付けています。

➡お問い合わせ先／そんかいほけん相談室

（0120・107・808）

—全労済—

◆全額支払い

全労災（全国勤労者共済生活協同組合連合会）は、異常災害を理由とした共済金の削減をせずに、自然災害共済金を全額支払うことになっています。

共済金請求手続に必要な書類の一部を省略し、簡易な手続で支払いを実施します。

➡お問い合わせ先／全労災被災受付専用ダイヤル【0120・005・562（午前9時～午後7時）】

—JA共済—

◆全額支払い

J A共済（全国共済農業協同組合連合会）は、建物更生共済について異常災害を理由とした共済金の削減をせずに約款どおりの共済金を支払います。

➡お問い合わせ先／JA共済相談受付センター（0120・536・093）

4. 年金

厚生年金、国民年金は、震災後もこれまでどおり届出口座に払い込まれます。年金受給者が亡くなられた場合には、届出が必要です。

—年金証書・年金手帳の再発行—

◆証書・手帳をなくしたら

運転免許証など本人確認のできる書類を持ってお近くの年金事務所に行けば、再発行してくれます。電話（0120・707・118）による届出書類の送付受付もしています。

➡お問い合わせ先／日本年金機構被災者フリーダイヤル（0120・707・118）

—住所変更・口座変更—

◆親類宅に身を寄せている

親類先に避難しているので、住所や受け取り口座を変更したい場合、お近くの年金事務所に住所・受け取り金融機関変更届を提出すれば、変更できます。届出用紙は、年金事務所で配布していますが、電話(0120・707・118)による送付受付もしています。

➡お問い合わせ先／日本年金機構被災者フリーダイヤル(0120・707・118)

—受給廃止手続—

◆年金受給者が死亡した

年金事務所に死亡届と死亡前に受け取れるはずであった年金の未支給請求書を提出する必要があります。届出用紙は、お近くの年金事務所で配布していますが、電話(0120・707・118)による送付受付もしています。

➡お問い合わせ先／日本年金機構被災者フリーダイヤル(0120・707・118)

—現況届などの期限延長—

◆提出期限が迫っている

平成23年3月1日から6月30日までに誕生日が来る年金受給者で、被災地に住んでいる方については、現況届、世帯維持確認届、障害状態確認届の提出期限(誕生日の月末)が同年7月1日まで延長されます。

➡お問い合わせ先／日本年金機構被災者フリーダイヤル(0120・707・118)

—老齢年金請求—

◆受給資格が生じたが

受給する資格を得たので年金を請求したいが、年金手帳も預金通帳も失い、役場が働いていないので戸籍も住民票も手に入らないと

いう方は、お近くの年金事務所に相談してください。運転免許証などで本人確認ができれば、年金を受給できます。

➡お問い合わせ先／日本年金機構被災者フリーダイヤル(0120・707・118)

5. 預貯金

金融庁は、銀行、信用金庫、信用組合などの金融機関に対し、預金通帳や証書、届出印を失くした預金者に本人確認の上預金の払い戻しに応ずるなど、被災者に対して金融上の措置を講ずるよう求めています。

—払い戻し—

◆通帳・印鑑を失くしたら

運転免許証など本人確認のできる書類があれば、預金口座のある銀行・信用金庫・信用組合の店舗で預金の払い戻しが受けられます。郵便貯金も、20万円の限度で払い戻せます。

本人確認の書類が入手できない場合でも、他の方法で預金者本人であることを確認し、払い戻しに応じている金融機関もあります。あきらめずに窓口で相談してください。

➡お問い合わせ先／各金融機関の災害ダイヤル

◆避難先で引き出したい

避難先で預金を引き出したいが、キャッシュカードを失くしてしまった場合、預金のある金融機関以外でも、通帳と印鑑だけで預金を引き出すことができます。

預金通帳も印鑑もない場合でも、本人確認ができれば、払い戻しができます。対象となるのは、普通預金と当座預金のみで、1日10万円が限度です。宮城、福島、岩手、青森、茨城の各県に本店のある銀行・信用金庫・信用組合の預金者に限られます。

➡お問い合わせ先／全国銀行協会相談室
(0570・017・109)

◆預金者以外が引き出したい

預金者が亡くなったり、行方不明になったりして、親族が預金を引き出したい場合、金融機関では、預金者の氏名・生年月日を尋ね、払戻請求者が法定相続人であることを示す戸籍と運転免許証など身元確認のできる資料を提出させたうえで払い戻しに応じています。

銀行によっては、一般資金は10万円まで、葬儀費用は100万円まで、といった払戻限度額を設けています。窓口でご相談ください。

➡お問い合わせ先／全国銀行協会相談室
(0570・017・109)

◆ネット銀行にアクセスできない

インターネット専業銀行は、預金者が震災でキャッシュカードを失くしたり、パソコンの通信環境が悪化したりして預金が下ろせない場合、コールセンターに電話すれば、その預金者が他の銀行に持っている口座に10万円の限度で無料払い込みをしてくれます。

カードの再発行や定期預金の途中解約にも応じています。

いずれの場合も、本人しか知り得ない情報を質問することで本人確認をします。

➡お問い合わせ先／楽天銀行(0120・77・6910)、イオン銀行(0120・13・1089)、セブン銀行(0088・21・1189)、ソニー銀行(0120・365・723)

6. 借入

被災者向けに生活再建資金を長期低利で融資する制度が設けられており、政府も事業者向けにつなぎ融資や融資保証を実施しています。

—災害援護資金融資—

◆負傷・住宅家財被害を受けた方

地震・津波によって負傷し又は住宅・家財に被害を受けた方は、市町村から350万円を限度に災害援護資金の融資を受けることができます。

この融資制度の利用には、所得制限があり、単身世帯で総所得額が220万円、2人世帯で430万円、3人世帯で620万円、4人世帯で730万円となっています。

金利は年3%、10年償還（うち3年間は据え置き期間）です。融資を受けるには、連帯保証人が必要です。

➡お問い合わせ先／各市町村役場

—無利子つなぎ融資—

◆被害にあった農林漁業者

農林中央金庫は、東日本大震災で被害を受けた農業者・漁業者の経営継続のために、総額3000億円の無利子融資を実施します。

JA（農協）が貸付ける農業資金2500億円、JF（漁協）が貸付ける漁業資金500億円に利子補給をするものです。

対象は、地震・津波による被害、原発事故による避難指示・出荷停止・風評被害の影響を受けた農林水産業者です。

融資期間は3年です。

➡お問い合わせ先／農業資金貸付は農林中金農林水産環境統括部(0120・055・132)、漁業資金貸付は同JFマリンバンク部(03・6378/7320)

—復興特別融資・緊急保証—

◆被害にあった中小企業

政府は、震災で被害にあった中小企業の復興や資金繰りを援助するため、「復興特別貸付

制度」と「復興緊急保証制度」を新設し、平成23年度の第一次補正予算に必要な費用を計上します。

特別貸付は、日本政策金融公庫や商工中金が実施するもので、金利を災害貸付（年0・85～1・35%）より下げ、貸付限度枠（1億5000万円）、据え置き期間（2年以内）を拡充します。

緊急保証は、民間金融機関が実施する中小企業向け融資を政府が全額保証します。1社当たりの保証枠は、5億6000万円です。

対象は、①震災で被害を受けた中小企業、
②計画停電・原発事故で間接被害を受けた中小企業、です。

▶お問い合わせ先／中小企業庁金融課（03・3501・2876）

住む

持ち家

◆建物を失った場合の手続

今回の震災で所有していた建物が流失、消失、倒壊するなどしてしまった場合には、法務局に「滅失登記」の申請をする必要がありますが、現在この滅失登記を法務局が職権で（つまり被災者の方が申請して費用を負担しなくとも）できるようになることが検討されています。

なお、滅失登記を急がれる方については、被災者の方ご自身の申請も受け付けられています。

➡お問い合わせ先／お近くの法務局またはその出張所

一支援金・融資一

◆被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援制度は、家が全壊又は大規模半壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金が支給される制度です。

さらに住宅を建設、購入、補修される場合には加算した支援金が支給されます。

➡「お金」「もらう」「1. 支援金・弔慰金」のページをご覧ください。

◆災害復興住宅融資制度

独立行政法人住宅金融支援機構は、今回の震災で被害を受けられた住宅の所有者に住宅の建設、購入、補修にかかる費用の融資を行っています。

建設、購入の場合は当初3年間、補修の場合は当初1年間、それぞれ元金を据え置くことが可能です。

融資が受けられる住宅は、独立行政法人住宅金融支援機構の基準をみたす必要がありますので、詳しくは、独立行政法人住宅金融支

援機構にお問い合わせください。

➡お問い合わせ先／住宅金融支援機構災害専用ダイヤル（048・615・0420）

◆生活福祉資金制度

社会福祉協議会では、今回の震災で被害を受けられた世帯に住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な費用の融資を行っています。

貸付限度額は250万円です。この融資には所得などの制限がありますので、詳しくはお近くの市町村役場または社会福祉協議会にお問い合わせください。

➡お問い合わせ先／各市町村役場、社会福祉協議会

◆母子寡婦世帯の住宅補修資金

母子寡婦世帯の方は、災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な費用の融資を受けることができます（母子寡婦福祉資金貸付金）。

貸付限度額は200万円です。

➡お問い合わせ先／各市町村役場

◆災害救助法による応急修理

今回の震災により住宅に大きな被害を受けたにもかかわらず、その応急修理をする費用がない場合は、国が災害救助法により住宅の応急修理をしてくれます。

修理の対象は、被災された住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な部分に限定されます。また、応急修理を受けるためにはいくつか条件がありますので、詳しくはお近くの市町村役場にお問い合わせください。

➡お問い合わせ先／各市町村役場

借家

◆被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援制度は、家が全壊又は大規模半壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金が支給される制度です。

住宅を新しく借りる場合には加算した支援金が支給されます。

➡「お金」「もらう」「1. 支援金・弔慰金」のページをご覧ください。

土地

◆土地の境界がなくなってしまった

今回の震災でご自身の土地と隣地や道路との境界がなくなってしまった場合、改めて境界を確定しなければなりません。

国土地理院は今回の震災で地盤沈下などの地殻変動が起きたため、土地の境界や測量の基準となる「基準点」の位置もずれてしまったとして、被災地全域で測量をやり直す方針を打ち出しています。

また、隣地との境界については隣地の所有者の方と話し合って改めて境界を確定することも必要になってきます。

このため、土地の境界を再現するにはまだまだ時間が要すると思われます。

「早急に自宅敷地を売却したいので境界を確定したい」といった事情がある方は、弁護士等の専門家にご相談ください。

➡お問い合わせ先／各市町村役場、弁護士等の専門家

がれきの処理

◆がれき撤去についての政府指針

政府は、所有者が分からぬ倒壊した家屋や水に浸かった自動車については、所有者の承諾がえられなくとも撤去できるとする指針を示し、各県に通知しています。

このため、倒壊してがれき状態になつたり、もともとの敷地から津波で流されてしまった家屋は所有者の承諾がなくても撤去されることになります。なお、位牌やアルバムなど、被災された方にとって大切なと考えられるものについては一時保管することとされています。

また、貴金属や金庫などの有価物は、一時保管をした上で、所有者が明らかにならない場合は遺失物法に基づいた処理がなされることとなっています。遺失物法では保管期間が3ヶ月と定められていますので、今後の情報にお気をつけください。

➡お問い合わせ先／各市町村役場、警察署

働く

自営業者の方

—雇用調整助成金—

◆事業縮小でも雇用維持の事業者

売り上げが急減した企業が従業員を解雇せずに休業扱いにした場合、休業手当の8割を雇用調整助成金として国が補助します。

助成金を受けるには、本来業績が3ヶ月間悪化していることが条件でしたが、被災地については、1ヶ月に短縮しました。計画停電や部品調達の遅れから操業停止に追い込まれた企業についても、被災地並みの取り扱いになります。

➡お問い合わせ先／岩手労働局総合相談ダイヤル（0120・980・783）、宮城労働局助成金コーナー（022・299・8063）、福島労働局被災者ホットライン（0120・536・088）

—中小企業資金繰り支援策—

◆資金繰りの苦しい中小企業

中小企業庁は、今回の震災で被害にあった中小企業の資金繰りを支援するため、①特別相談窓口の開設②既往債務の負担軽減、の措置を実施しています。

相談窓口は、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会、商工会議所、中小企業団体中央会、中小企業基盤整備機構支店、仙台経済産業局に設置されています。

政策金融公庫、商工中金では、融資の返済猶予、条件変更などに柔軟に対応します。被災後に返済猶予の申し込みが遅れても、遡つて猶予します。

➡お問い合わせ先／日本政策金融公庫（0120・154・505）、商工中金（0120・079・366）、など

お勤めの方

—失業手当—

◆休業で賃金をもらえない

事業所が災害を受け事業が休止・廃止したため、賃金をもらえず失業状態の人は、実際に離職していくなくても失業手当を受給できます。一時的に離職を余儀なくされ、事業再開後の再雇用が予定されている場合でも、失業手当が支給されます。

➡お問い合わせ先／お近くのハローワーク

—未払い賃金立替払い—

◆未払い賃金がある

被災地の中企業が震災で事業活動を停止し、従業員が賃金未払いのまま退職を余儀なくされた場合、国から未払い賃金の立替払いを受けられます。

市町村の発行する災証明書など簡単な書類で迅速に処理することになっています。

➡お問い合わせ先／お近くの労働基準監督署

—民間職業紹介の特例措置—

◆避難所での職業紹介OK

人材派遣会社や職業紹介会社が避難所で被災した求職者に対し職業紹介を容易にできるように、出張相談の窓口開設については、許可又は届出の必要な事業所新設としては扱わないことになっています。また、個人のプライバシー保護のため設置が義務付けられているパートーション（仕切り）も不要となりました。

この措置で、避難所での求人活動が活発になることも予想されます。

➡お問い合わせ先／厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課（03・3502・5227）

—派遣労働者の雇用安定—

◆派遣契約の継続を

厚生労働大臣が人材派遣関係団体、経済団体に対し、派遣元、派遣先が派遣労働者の雇用の安定と確保を図るため最大限の配慮をするように要請しています。

派遣元に対しては、契約解除があっても①新たな就業機会の確保に努める、②雇用調整助成金を活用して休業手当を支払うことを求めてています。

派遣先に対しては、①派遣契約ができるだけ維持する、②契約を継続しない場合には派遣元への賠償や関連企業への就職あっせんをすることを求めています。

震災を理由にした派遣切りを受けたら、大臣要請の趣旨に反した安易な契約解除かどうか、弁護士に相談することをお勧めします。

➡お問い合わせ先／厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課（03・3502・5227）

働く

自動車・船

自動車

◆廃車手続

津波で自動車が流されてしまったなどの場合、自動車の登録番号がわからなくなってしまっても、登録番号の一部や、車種などによって自動車が特定できれば抹消登録の申請ができます。

またその際、自動車が無くなってしまったことを証明する公的な証明書が無くても、被災した旨の申立書があれば、抹消登録の手續ができます。詳しくはお近くの運輸局、運輸支局の窓口でご確認ください。

また、自動車保険を解約すれば、保険料の支払いを止めることができます。ただし、契約を解約すると、従来の自動車保険でカバーされていた様々な保障がなくなってしまいますのでご注意ください。詳しくは、自動車保険を契約している保険会社にお問い合わせください。

➡お問い合わせ先／東北運輸局（022・299・8851）、各保険会社

宮城県では、浸水した自動車を県が保管場所に移動させ、集めた自動車のナンバー や車種リストを公表することとしています。津波に流されてしまった自動車をお探しの方や、引渡しを希望される方は県に申出て下さい。

なお、引渡しが希望されなかった自動車や、所有者が不明の自動車は、定期間保管した後、県が費用を負担して処分する予定です。

◆自動車検査証の有効期限

国土交通省は、平成23年3月11日から5月10日までに有効期間が満了する自動車

検査証を、以下の対象自動車に限り、満了日を平成23年5月11日に延長しています。

【対象自動車】

以下の対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車および災害復旧等車両。

- ①青森県八戸市及びおいらせ町
- ②岩手県全域
- ③宮城県全域
- ④福島県全域
- ⑤茨城県のうち土浦自動車検査道路区事務所の管轄地を除く地域
- ⑥千葉県旭市

◆新規登録・移転登録

被災者の方が自動車を購入したり、譲り受けたりした場合で、住所のある役場が印鑑登録証明書を交付できない場合や、地震の際に実印を紛失してしまった場合、印鑑登録証明書の提出・実印の捺印の代わりに、運転免許証等、所有者本人を確認できる書面を提示し、署名することで登録手続ができる特別措置がとられています。

◆車庫証明

自動車を購入する場合、自動車保管場所証明書(車庫証明)を取得する必要があります。車庫証明の申請に際しては、「使用の本拠の位置・保管場所の位置」を申請書に記入しなければなりませんが、一時的に避難所で暮らしているなど、生活の拠点が定まっていないために、この「使用の本拠の位置・保管場所の位置」が特定できない場合には、今まで住んでいた自宅の住所を「使用の本拠の位置」として提出すればいい扱いとなっています。

また、「保管場所使用承諾証明書」については、土地の所有者の方にその作成をお願いすることになりますが、「駐車場を借りていたが、

貸主さんも被災して連絡が取れない」等といった事情がある場合には、お近くの警察署に対応方法を問い合わせてみてください。

➡お問い合わせ先／お近くの警察署

船

◆日本財団による融資

日本財団（旧日本船舶振興会）は漁船、交通船等を失った事業者に対し、新たに船などを購入するための資金を融資しています。金額は1事業者1億円までで、償還期間は15年間、無利子での融資が受けられます。

➡お問い合わせ先／日本財団・災害支援センター（0120・656・519）

外国人の方

出国

◆一時帰国後のビザの更新手続について

1. 再入国許可を受けずに出国した場合

再入国許可を受けずに帰国された場合は、在留資格及び在留期間が消滅します。再び日本に入国するためには、新たに査証を取得した上で、上陸申請を行わなければなりません。

ただし、法務省は、「技能実習」の在留資格で入国し、今回の震災で帰国した外国人の方については特別に、研修できる環境が整っており、引き続き研修をする意思が受け入れ先で確認されれば、「上陸特別許可」を出して研修を続けられるように対応する方針を決めています。また、同省は、再入国の許可を取らずに帰国した外国人留学生についても、留学先の在学証明があれば、査証の取得だけで再入国を認める方針を決めています。

2. 再入国許可を受けて一時帰国した場合

在留期限までは在留資格が存続します。在留期間の更新手続きは日本の代理人にしてもらうこともできますが、在留期限までに日本に再入国しなければならなりません（つまり、在留期限までに日本に再入国しなければ、在留期限の更新はできなくなります）。

なお、法務省は、平成23（2011）年3月11日の時点で適法に在留していた外国人の方で、平成23（2011）年8月30日までに在留期間の満了を迎える、青森県、福島県、岩手県、宮城県、茨城県等の特定区域に居住する方については、在留期間を平成23（2011）年8月31日まで延長する特別措置を探っています。

◆外国人留学生支援について

今回の震災のために一時帰国を余儀なくされた国費留学生については、文部科学省が、再来日のための航空券を支給するなどの支援策を決めています。

また、災害救助法の対象地域の私費留学生については、今回の震災で経済的困窮に陥った成績優秀者を対象に、日本学生支援機構が学習奨励費の追加募集をします。奨励費は、大学院生が1ヶ月6万5千円、学部生は同4万8千円となっています。

➡お問い合わせ先／文部科学省国費留学生係（03・6734・3052）、日本学生支援機構国際奨学課（03・5520・6030）

その他

◆情報入手方法

外国語（母国語）での情報提供については、各地方公共団体の国際交流協会やNPO法人が、ある程度対応しています。

また、インターネットにアクセスできる環境にあるのであれば、外国語による情報提供サイトがあります。

NPO法人多文化共生マネージャー全国会議

対応言語	電話番号
英語	：080・3503・9306
中国語	：080・3691・3641
ポルトガル語	：080・3486・2768
スペイン語	：080・3454・7764
韓国・朝鮮語	：080・3598・5837 (いずれも毎日午後1時～午後8時)

◆被災外国人の方のための無料電話相談について

日本弁護士連合会などが、平成23（2011）年3月29日から無料電話相談を開始

しています。

平日午前10時から正午までの2時間、外国人の方の電話相談を受け付けています。英語や中国語、タガログ語等のほか、少数言語にも対応しています。

無料電話相談は、下記電話番号へお電話ください。無料電話相談は平成23（2011）年5月27日までの予定です。

▶お問い合わせ先／日本弁護士連合会電話相談（03・3591・2291）

連絡先一覧

【弁護士会】

<仙台弁護士会>

連絡先 0120-216-151

気仙沼地区・三陸海岸相談センター 0226-22-8222

<岩手弁護士会>

連絡先 019-651-0351

<福島県弁護士会>

連絡先 024-534-1211(福島)

..... 024-925-6511(郡山)

..... 0242-27-2522(会津若松)

<青森県弁護士会>

連絡先 017-763-4671

..... 0178-22-8823(八戸)

<秋田弁護士会>

連絡先 018-862-3775

<東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会・

日本弁護士連合会・法テラス主催>

東日本大震災電話相談 0120-366-556

※外国人被災者への電話相談 03-3529-2291

<新潟県弁護士会>

連絡先 025-222-5533

(音声案内+「112」)

<茨城県弁護士会>

連絡先 029-222-7072

..... 029-222-7073

【外国人の方】

<被災地の中国残留邦人向けのホットライン>

厚生労働省社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室

..... 03-3593-7890

首都圏「中国帰国者支援・交流センター」

..... 03-5807-3172

財団法人「中国残留孤児援護基金」 03-3501-1050

【損害保険関連】

<社団法人 日本損害保険協会>

損害保険全般に関するお問い合わせ 0120-107-808

(携帯・PHS:03-3255-1306)

地震保険契約会社照会センター 0120-501331

<外国損害保険協会>

問い合わせ 03-5425-7963

<各保険会社>

あいおいニッセイ同和損保 0120-024-024

..... 0120-101-101

朝日火災 0120-12-0555

アドリック損保 0120-370-452

アニコム損保 0800-888-8256

..... 03-6810-2314

日新火災 0120-25-7474

日本興亜損保 0120-258-110

..... 0120-919-498

日立キャピタル損保 0120-777-640

富士火災 0120-220-557

..... 0120-228-386

イーデザイン損保 0120-097-045

..... 0120-098-045

三井住友海上 0120-258-189

..... 0120-632-277

エイチ・エス損保 03-3811-8350

..... 0120-937-836

三井ダイレクト 0120-258-312

..... 0120-255-400

SBI損保 0800-8888-831

..... 0800-2222-581

明治安田損保 0120-550-346

..... 0120-255-400

共栄火災 0120-044-077

..... 0120-112-392

エース損保 0120-115-165

..... 0120-16-6755

ジェイアイ傷害火災 0120-395-470

..... 0120-022-616

AIU 0120-115-165

..... 0120-16-6755

セコム損害保険	0120-210-545	アフラック(アメリカンファミリー生命)	0120-016-830
0120-333-962	アリアンツ生命	0120-997-863
アメリカンホーム	0120-29-9016	AIG エジソン生命	0120-956-101(震災優先ダイヤル)0120-981-088(カスタマーサービスセンター)
0120-218-546	エイアイジー・スター生命	0120-160-414
セゾン自動車火災	0120-251-024	オリックス生命	0120-506-094
0120-281-389	カーディフ生命	0120-820-275
アリアンツ	0120-958-041	かんぽ生命	0120-552-950
03-4588-7600	クレディ・アグリコル生命	0120-60-1221
ソニー損保	0120-715-155	ジブラルタ生命	0120-65-2269
0120-474-505	住友生命	0120-409-554
アクサ損保	0120-699-644	ソニー生命	0120-158-821
0120-193-877	ソニーライフ・エイゴン生命	0120-955-900
損保ジャパン	0120-727-110	損保ジャパン DIY 生命	0120-833-337
0120-888-089	損保ジャパンひまわり生命	0120-563-506
ゼネラリ	0120-258-015	第一生命	0120-811-255
そんぽ24	0120-119-161	第一フロンティア生命	0120-876-126
0120-919-200	大同生命	0120-789-501
現代海上	03-5511-6565	太陽生命	0120-972-111
大同火災	0120-091-161	チューリッヒ・ライフ生命	0120-236-523
0120-671-071	T&D フィナンシャル生命	
ニューインディア	0120-384-906	0120-301-396(お客様サービスセンター)
東京海上日動	0120-119-110	0120-302-572(金融機関等窓販専用)
0120-868-100	東京海上日動あんしん生命	
チューリッヒ	0120-879-108	0120-016-234(契約内容に関するお問い合わせ)
		0120-536-338(保険金のご請求)
【生命保険関連】			
<生命保険協会>			
平日相談窓口(災害地域生保契約照会センター)		東京海上日動フィナンシャル生命	0120-652-104
0120-001-731	日本興亜生命	0120-538-107
生命保険相談所	03-3286-2648	日本生命	0120-201-021
		ネクスティア生命	0120-953-831
<各生命保険会社>			
アイエヌジー生命	0120-521-513	ハートフォード生命	0120-167-810
あいおい生命	0120-568-390(平日)0120-389-101(休日)	ピーシーエー生命	0120-272-811
アイリオ生命	0120-977-010	富国生命	0120-259-817
アクサ生命	0120-948-193	フコクしんらい生命	
朝日生命	0120-714-532	0120-700-651(お客さま専用窓口)
		0120-546-491(東日本大震 災により被災されたお客さ ま専用)

富士生命	0120-211-901	0120-794-082(JCB紛失・盗難)
プルデンシャル生命	0120-810-740	株東邦銀行 024-521-5550(JCB)
プルデンシャル・ジブラルタ・ファイナンシャル生命	0120-28-2269	024-521-5601(VISA)
マスミューチュアル生命	0120-817-024	株東邦クレジットサービス 024-524-1700
マニュライフ生命	0120-063-730(コールセンター) 0120-922-629(被災されたお客様専用)	株福島カードサービス 024-528-8800 福島信用販売株 024-932-6464
三井生命	0120-318-766	株セブンカード 022-298-1877(JCB) 022-298-2077(VISA・MASTER)
三井住友海上きらめき生命	0120-324-386	仙銀カード株 022-225-8371
三井住友海上プライマリー生命	0120-81-8107	株東北しんきんカード 022-267-1331
みどり生命	0120-566-322	株日専連ライフサービス 022-267-9222
明治安田生命	0120-662-332	
メットライフ アリコ(旧アリコジャパン)	0120-022-203	
メディケア生命	0120-315-056	
ライフネット生命	0120-205-566	

【クレジットカード関連】

<日本クレジットカード協会>

相談窓口 03-6738-6626

<東北地方>

あおぎんクレジットカード(株)	017-773-6511
あおぎんディーシーカード(株)	017-776-2161
株青森銀行	0120-003-387
(協)青森日商連	017-775-3618
株日専連ホールディングス	017-776-2000
株いわぎんクレジットサービス	019-622-2331
株いわぎんディーシーカード	019-622-1073
きたぎんユーシー(株)	019-623-2600
株東北ジェーシーピーカード	0120-789-909
株日専連パートナーズ	019-653-2000
株岩手銀行	0120-120-086
ゼビオカード(株)	03-6688-7669(紛失・盗難) 03-6893-8288(デスク)
株大東クレジットサービス	024-925-3211(UFJ) 024-923-8991(VISA)
株東邦カード	0120-511-211(JCBデスク)

<その他>

アメリカンエキスプレス	0120-020-120(個人) 0120-974-990(法人) 0120-333-983(加盟店)
イオンクレジットサービス(株)	120-125-725
出光クレジット(株)	0120-508-883
株オリエントコーポレーション	0120-370-024
株クレディセゾン	0120-107-242(セゾンカード) 03-6668-7669(UCカード)
株ジェーシーピー	0120-001-876(会員) 0120-535-270(加盟店)
シティカードジャパン(株)	045-523-1420
株ジャックス	0120-035-522
住信・パナソニックファイナンシャルサービス(株)	0120-649-333
セブンカードサービス(株)	0120-511-211
株ソニーファイナンスインターナショナル	0120-935-698
三井住友カード(株)	0120-498-098
三菱UFJニコス(株)	0120-007-425
ユーシーカード(株)	03-6893-8300
楽天KC(株)	0570-01-5971(会員) 0570-00-6910(加盟店)
(社)日本クレジット協会 消費者相談室	03-5645-3361

【火災・中小企業等共済関係】

青森県火災共済協同組合 017-777-8111(代)
 青森県中小企業共済協同組合 017-777-8111(代)
 秋田県火災共済協同組合 018-864-3320(代)
 秋田県商工共済協同組合 018-864-3320(代)
 岩手県火災共済協同組合 019-654-2551(代)
 岩手県中小企業共済協同組合 019-654-2551(代)
 宮城県火災共済協同組合 022-263-1265(代)
 宮城県中小企業共済協同組合 022-263-1265(代)
 山形県火災共済協同組合 023-647-2380(代)
 山形県中小企業共済協同組合 023-647-2380(代)
 福島県火災共済協同組合 024-526-1027(代)
 福島県中小企業共済協同組合 024-526-1027(代)
 茨城県火災共済協同組合 029-224-0610(代)
 茨城県中小企業共済協同組合 029-224-0616
 千葉県火災共済協同組合 043-246-1014
 千葉県中小企業共済協同組合 043-247-267
 東京都火災共済協同組合 03-3542-0271(代)
 東京都中小企業共済協同組合 03-3542-0271(代)
 長野県火災共済協同組合 026-228-1174(代)
 長野県中小企業共済協同組合 026-228-1174(代)
 新潟県火災共済協同組合 0120-025744
 新潟県中小企業共済協同組合 0120-025-744
 静岡県火災共済協同組合 054-254-9161(代)
 静岡県商工共済協同組合 054-254-9163

<CO-OP共済>

いわて生活協同組合 0120-168-160
 生活クラブ生活協同組合(岩手) 0120-345-712
 岩手県学校生活協同組合 0120-528-270
 みやぎ生活協同組合 0120-398-521
 生活協同組合あいコープみやぎ 0120-250-786
 生活協同組合コープふくしま 0120-59-1008
 生活協同組合パルシステム福島 0120-700-750
 福島県南生活協同組合 0120-077-105
 生活協同組合あいコープふくしま 0120-212-107
 いばらきコープ生活協同組合 0120-414-930
 常陸生活協同組合 0120-567-161

生活協同組合パルシステム茨城 0120-700-750
 生活クラブ生活協同組合 0120-345-712
 よつ葉生活協同組合 0120-386-818
 生活協同組合コープながの 0120-888-705
 生活クラブ生活協同組合(長野) 0120-345-712

<JA共済>

全国 0120-536-093
 0120-548-789
 北海道 011-232-6375
 青森県 017-729-8680
 岩手県 0120-370-442
 宮城県 0120-14-9031
 秋田県 018-864-2362
 山形県 023-634-8230
 福島県 024-554-3445
 茨城県 029-232-2214
 千葉県 043-245-7426
 東京都 042-542-0157
 長野県 026-236-2357
 新潟県 0120-023-230

【大学生協】

<共済(生命・火災)に関するお問い合わせ>
 全国大学生協共済生活協同組合連合会共済サポート
 0120-335-770

<学生賠償責任保険に関するお問い合わせ>

共栄火災海上保険株式会社 大学生協保険制度専用
 0120-020-650

<扶養者死亡保障保険に関するお問い合わせ>

共栄火災海上保険株式会社 大学生協保険制度専用
 0120-020-650

【全労災】

住宅災害 被災受付専用ダイヤル 0120-005-562

【法務局一覧】	
<青森>	
青森法務局(本局).....	017-776-6231
むつ支局.....	0175-23-3202
五所川原支局.....	0173-34-2330
弘前支局.....	0172-26-1150
八戸支局.....(登記部門)	0178-24-3346
.....(総務課)	0178-24-3351
十和田支局.....	0176-23-2424
<岩手>	
盛岡法務局(本局).....	0196-24-9851(登記部門)
.....	0196-24-1141(戸籍課)
花巻支局.....	0198-24-8311
二戸支局.....	0195-25-4811
宮古支局.....	0193-62-2337
一関支局.....	0191-23-4149
水沢支局.....	0197-24-0511
大船渡出張所.....	0192-26-2606
<宮城>	
仙台法務局(本局).....	022-225-5611
塩竈支局.....	022-362-2338
.....	022-363-0065
名取出張所.....	022-382-3031
大河原支局.....	0224-52-6053
.....	0224-52-6054
古川支局.....	0229-22-0510
.....	0229-22-1535
.....0229-22-0509(登記専用)	
石巻支局.....	0225-22-6188
.....	0225-22-6189
登米支局.....	0220-52-2070
.....	0220-52-2498
気仙沼支局.....	0226-22-6692
.....	0226-22-6717
<福島>	
福島法務局(本局).....	024-534-1111
二本松出張所.....	0243-22-2617
相馬支局.....	0244-36-3413
郡山支局.....	024-922-5624(登記部門)
.....	024-922-1405
白河支局.....	0248-22-1201
.....	0248-22-1202
須賀川出張所.....	0248-76-3921
若松支局.....	0242-27-1498
.....	0242-27-1501(登記)
田島出張所.....	0241-62-0249
いわき支局.....	0246-23-1651
.....	0246-23-1729(登記部門)
富岡出張所.....	0240-22-3052
<茨城>	
水戸法務局(本局).....	029-227-9911
日立支局.....	0294-21-2253
常陸太田支局.....	0294-73-0221
.....	0294-73-0222
土浦支局.....	029-821-0783
.....	029-821-0792
つくば出張所.....	029-851-8186
.....	029-851-8311
龍ヶ崎支局.....	0297-62-0225
.....	0297-64-2607
取出手張所.....	0297-83-0057
鹿嶋支局.....	0299-83-6000
下妻支局.....	0296-43-3935
.....	0296-43-3937
筑西出張所.....	0296-22-3495
古河出張所.....	0280-22-0295
<長野>	
長野法務局(本局).....	026-235-6611
飯山支局.....	0269-62-2302
上田支局.....	0268-23-2001
佐久支局.....	0267-67-2272

松本支局.....0263-32-2567
木曾支局.....0264-22-2186
大町支局.....0261-22-0379
諏訪支局.....0266-52-1043
飯田支局.....0265-22-0014
伊那支局.....0265-78-3462

【企業・雇用関連】

<労働局>

岩手労働局総合相談ダイヤル.....0120-980-783
宮城労働局助成金コーナー.....022-299-8063
福島労働局被災者ホットライン.....0120-536-088

<厚生労働省>

被災者専用フリーダイヤル.....0120-707-118

【商工中金】

<全営業店>

平日相談窓口.....0120-079-366
休日相談窓口.....0120-542-711

【日本政策金融公庫】

<総合相談窓口>

小規模企業向けの小口資金(国民生活事業)
.....0120-154-505
.....0120-220-353(土日祝)

中小企業向けの長期事業資金(中小企業事業)
.....0120-154-505
.....0120-327-790(土日祝)

農林漁業や食品産業向けの事業資金(農林水産事業)
.....0120-154-505
.....0120-926-478(土日祝)

<中小企業向け>

青森支店国民生活事業.....017-723-2331
青森支店中小企業事業.....017-734-2511
八戸支店国民生活事業.....0178-22-6274
盛岡支店国民生活事業.....019-623-4392

盛岡支店中小企業事業.....019-623-6125

一関支店国民生活事業.....0191-23-4157

仙台支店国民生活事業.....022-222-5173

仙台支店中小企業事業.....022-223-8144

仙台市産業振興事業団.....022-724-1122

福島支店国民生活事業.....024-523-2341

福島支店中小企業事業.....024-522-9241

郡山支店国民生活事業.....024-923-7140

福島支店中小企業事業.....024-522-9241

会津若松支店国民生活事業.....0242-27-3120

日立支店国民生活事業.....0294-24-2451

土浦支店国民生活事業.....029-822-4141

潮来市商工会.....0299-80-3831

水戸支店国民生活事業.....029-221-7137

水戸支店中小企業事業.....029-231-4246

坂東市商工会.....0297-35-3317

行方市商工会.....0299-72-0520

<漁業者向け>

青森支店農林水産事業.....017-777-4211

盛岡支店農林水産事業.....019-653-5121

仙台支店農林水産事業.....022-221-2331

福島支店農林水産事業.....024-521-3328

水戸支店農林水産事業.....029-232-3623

水戸支店中小企業事業.....029-231-4246

【労働基準監督署一覧】

<青森>

青森.....017-734-4444

弘前.....0172-33-6411

むつ.....0178-46-3311

五所川原.....0173-35-2309

十和田.....0176-23-2780

むつ.....0175-22-3136

<岩手>

盛岡.....019-621-5115

宮古.....0193-62-6455

釜石	0193-22-3831	常総	0297-22-0264
花巻	0198-23-5231	龍ヶ崎	0297-62-3331
一関	0191-23-4125	鹿嶋	0299-83-8461
大船渡	0192-26-5231		
二戸	0195-23-4131		
<hr/>			
【ハローワーク(職業安定所)一覧】			
<青森>			
青森	017-776-1561		
八戸	0178-22-8609		
弘前	0172-38-8609		
むつ	0175-22-1331		
野辺地	0175-64-8609		
五所川原	0173-34-3171		
三沢	0176-53-4178		
十和田(出)	0176-23-5361		
黒石	0172-53-8609		
<hr/>			
<岩手>			
盛岡	019-624-8902		
ハローワークプラザ盛岡	019-623-4800		
沼宮内(出)	0195-62-2139		
釜石	0193-23-8609		
遠野(出)	0198-62-2842		
宮古	0193-63-8609		
花巻	0198-23-5118		
一関	0191-23-4135		
水沢	0197-24-8609		
北上	0197-63-3314		
大船渡	0192-27-4165		
二戸	0195-23-3341		
久慈	0194-53-3374		
<hr/>			
<宮城>			
仙台	022-299-8811		
ハローワークプラザ青葉	022-266-8609		
ハローワークプラザ泉	022-771-1217		
大和(出)	022-345-2350		
石巻	0225-95-0158		
塩釜	022-362-3361		
<hr/>			
<茨城>			
水戸	029-226-2237		
日立	0294-22-5187		
土浦	029-821-5127		
筑西	0296-22-4564		
古河	0280-32-3232		

古川.....0229-22-2305
 大河原.....0224-53-1042
 白石(出).....0224-25-3107
 築館.....0228-22-2531
 迫.....0220-22-8609
 気仙沼.....0226-22-6720

<秋田>

秋田.....018-864-4111(代)
 ハローワークプラザ秋田(準備中).....018-836-7820
 男鹿(出).....0185-23-2411~2
 能代.....0185-54-7311~3
 大館.....0186-42-2531~3
 鷹巣(出).....0186-60-1586
 大曲.....0187-63-0335~6
 角館(出).....0187-54-2434
 本荘.....0184-22-3421~2
 横手.....0182-32-1165~6
 湯沢.....0183-73-6117~9
 鹿角.....0186-23-2173
0186-23-2173

<福島>

福島.....024-534-4121
 平.....0246-23-1421
 磐城(出).....0246-54-6666
 勿来(出).....0246-63-3171
 会津若松.....0242-26-3333
 南会津(出).....0241-62-1101
 喜多方(出).....0241-22-4111
 郡山.....024-942-8609
 ハローワークプラザ郡山.....024-931-1151
 白河.....0248-24-1256
 須賀川.....0248-76-8609
 相双.....0244-24-3531
 相馬(出).....0244-36-0211
 富岡(出).....0240-22-3121
 二本松.....0243-23-0343

<茨城>

水戸.....029-231-6221
 笠間(出).....0296-72-0252
 日立.....0294-21-6441
 筑西.....0296-22-2188
 下妻(出).....0296-43-3737
 土浦.....029-822-5124
 古河.....0280-32-0461
 常総.....0297-22-8609
 石岡.....0299-26-8141
 常陸大宮.....0295-52-3185
 龍ヶ崎.....0297-60-2727
 高萩.....0293-22-2549
 常陸鹿嶋.....0299-83-2318

<厚生労働省小公曉安定局 派遣・有期労働対策需給調整事業化>

問い合わせ.....03-3502-5227

【日本財団(旧日本船舶振興会)】

災害支援センター.....0120-65-6519

【受信料】

<日本放送協会(NHK)>
 受信料に関するナビダイヤル 0570-077-077

【運転免許センター一覧】

<青森>
 青森運転免許センター.....0177-82-0081

<岩手>

岩手運転免許センター.....019-683-1251
 釜石沿岸運転免許センター.....019-322-6280
 県南運転免許センター.....019-744-3511
 県北運転免許センター.....0194-52-0613

<秋田>

秋田運転免許センター.....018-863-1111

<宮城>0246-27-6151
宮城運転免許センター.....022-373-3601	
古川運転免許センター.....0229-22-8011	
石巻運転免許センター.....0225-83-6211	
仙南運転免許センター.....0224-53-0111	
 <山形>	
山形警察本部運転免許センター.....023-655-2150	
 <福島>	
福島警察本部運転免許センター.....024-591-4372	
郡山警察本部運転免許センター.....024-961-2100	
 【運輸局一覧】	
東北運輸局(本局).....022-299-8851	
青森運輸支局.....017-739-1501	
青森運輸支局 八戸自動車検査登録事務所0178-20-3161	
青森運輸支局 八戸海事事務所.....0178-33-0718	
岩手運輸支局(本庁舎).....019-638-2154	
岩手運輸支局(宮古庁・海事関係のみ).....0193-62-3500	
※現在、業務再開にむけて準備中です。	
宮城運輸支局.....022-235-2517	
気仙沼海事事務所.....0226-22-6906	
※津波被害により、現在事務所を気仙沼魚市場(屋上 西倉庫内)に設置して業務再開しました。(船員関係)090-5180-3732(船舶検査登録関係)090-6255-4505	
石巻海事事務所.....0225-95-1228	
※津波被害により、仮事務所を石巻合同庁舎3階に 設置して業務再開します。 お問い合わせ.....090-5180-3733	
秋田運輸支局.....018-863-5811	
福島運輸支局(本庁舎).....024-546-0345	
福島運輸支局(小名浜庁舎・海事関係のみ)0246-54-2311	
※現在、業務再開にむけて準備中です。	
福島運輸支局 いわき自動車検査登録事務所	
	【税務署一覧】
<青森>	
青森税務署.....017-776-4241	
黒石税務署.....0172-52-4111	
五所川原税務署.....0173-34-3136	
十和田税務署.....0176-23-3151	
八戸税務署.....0178-43-0141	
弘前税務署.....0172-32-0331	
むつ税務署.....0175-22-3294	
 <岩手>	
一関税務署.....0191-23-4205	
大船渡税務署.....0192-26-3481	
釜石税務署.....0193-25-2081	
久慈税務署.....0194-53-4161	
二戸税務署.....0195-23-2701	
花巻税務署.....0198-23-3341	
水沢税務署.....0197-24-5111	
宮古税務署.....0193-62-1921	
盛岡税務署.....019-622-6141	
 <宮城>	
石巻税務署.....0225-22-4151	
大河原税務署.....0224-52-2202	
気仙沼税務署.....0226-22-6780	
佐沼税務署.....0220-22-2501	
塩釜税務署.....022-362-2151	
仙台北税務署.....022-222-8121	
仙台中税務署.....022-783-7831	
仙台南税務署.....022-306-8001	
築館税務署.....0228-22-2261	
古川税務署.....0229-22-1711	
 <福島>	
会津若松税務署.....0242-27-4311	
いわき税務署.....0246-23-2141	

喜多方税務署.....0241-24-5050
郡山税務署.....024-932-2041
白河税務署.....0248-22-7111
須贺川税務署.....0248-75-2194
相馬税務署.....0244-36-3111
田島税務署.....0241-62-1230
二本松税務署.....0243-22-1192
福島税務署.....024-534-3121

<茨城>

潮来税務署.....0299-66-6931
太田税務署.....0294-72-2171
古河税務署.....0280-32-4161
下館税務署.....0296-24-2121
土浦税務署.....029-822-1100
日立税務署.....0294-21-6346
水戸税務署.....029-231-4211
竜ヶ崎税務署.....0297-66-1303

【全国避難者情報システムについて】

総務省自治行政局住民制度課.....03-5253-5517

【独立行政法人住宅金融支援機構】

<住宅金融支援機構お客様コールセンター災害専用>
.....048-615-0420
.....0120-086-353

<各相談窓口出張所に関する問い合わせ>

住宅金融支援機構東北支店
...022-227-5012(宮城・福島・岩手各出張所総合窓口)

【奨学金関係】

<独立行政法人日本学生支援機構>
東北支部.....022-274-8002
関東甲信越支部.....03-4330-0635

【障害者の方関連】

<日本障害フォーラム(JDF)>

東北関東大震災日債障害者総合支援本部 みやぎ支援
センター.....022-306-4663
.....080-4373-6077
.....080-4373-6078
被災地障害支援センター福島.....080-6007-8531

【介護関連・地域包括支援センター一覧】

<青森>

青森市地域包括支援センターおきだて.....017-761-4580
青森市地域包括支援センターすずかけ.....017-761-7111
青森市中央地域包括支援センター.....017-723-8111
青森市東青森地域包括支援センター.....017-765-3351
青森市南地域包括支援センター.....017-728-3451
青森市東部地域包括支援センター.....017-726-5288
青森市おおの地域包括支援センター.....017-711-7475
青森市地域包括支援センター寿永.....017-739-6711
青森市地域包括支援センターのぎわ.....017-763-2255
青森市地域包括支援センターみちのく.....017-765-0892
青森市地域包括支援センター浪岡.....0172-69-1117
八戸市地域包括支援センター.....0178-43-2111
十和田市地域包括支援センター.....0176-23-5111
三沢市地域包括支援センター.....0176-51-8773
むつ市地域包括支援センター.....0175-22-1111
つがる市地域包括支援センター.....0173-42-2111
平内町地域包括支援センター.....017-755-2114
外ヶ浜町地域包括支援センター.....0174-31-1241
蓬田村地域包括支援センター.....0174-27-3445
鰺ヶ沢町地域包括支援センター.....0173-82-1600
深浦町地域包括支援センター.....0173-76-2042
鶴田町地域包括支援センター.....0173-22-3394
中泊町地域包括支援センター.....0173-57-3601
野辺地町地域包括支援センター.....0175-64-2111
七戸町地域包括支援センター.....0176-68-3500
横浜町地域包括支援センター.....0175-78-2111
東北町地域包括支援センター.....0176-56-3111
六ヶ所村地域包括支援センター.....0175-72-2111
東通村地域包括支援センター.....0175-28-5700
三戸町地域包括支援センター.....0179-20-1153

階上町地域包括支援センター·····0178-88-2115

<岩手県>

金ヶ崎町地域包括支援センター·····0197-44-4560

一戸町地域包括支援センター·····0195-32-3700

高齢者総合相談センターさくらまち···0191-48-3180

高齢者総合相談センターしぶたみ···0191-71-0053

一関西部地域包括支援センター·····0191-31-8618

岩手町地域包括支援センター·····0195-62-2111

岩泉町地域包括支援センター·····0194-22-2111

零石町地域包括支援センター·····019-691-1105

滝沢村地域包括支援センター·····019-684-2111

大槌町地域包括支援センター·····0193-42-8749

奥州市江刺地域包括支援センター·····0197-35-2111

大船渡市地域包括支援センター·····0192-26-2943

奥州市胆沢地域包括支援センター·····0197-46-2977

奥州市衣川地域包括支援センター·····0197-52-3800

奥州市前沢地域包括支援センター·····0197-41-3501

奥州市水沢地域包括支援センター·····0197-51-5465

釜石市地域包括支援センター·····0193-22-2620

軽米町地域包括支援センター·····0195-46-4111

北上市地域包括支援センター·····0197-64-2111

九戸村地域包括支援センター·····0195-42-2111

葛巻町地域包括支援センター·····0195-66-2111

住田町地域包括支援センター·····0192-46-2424

田野畠村地域包括支援センター·····0194-33-3102

下閉伊郡普代村普代村地域包括支援センター
·····0194-35-3795

山田町山田町地域包括支援センター···0193-82-3136

遠野市地域包括支援センター·····0198-62-5111

二戸市地域包括支援センター·····0195-23-0810

八幡平市地域包括支援センター·····0195-76-2111

花巻西地域包括センター·····0198-25-2504

花巻中央地域包括支援センター·····0198-24-7246

石鳥谷地域包括支援センター·····0198-45-4666

大迫地域包括支援センター·····0198-48-4186

東和地域包括支援センター·····0198-44-2805

宮古市地域包括支援センター·····0193-62-2111

紫波町地域包括支援センター·····019-671-1101

矢巾町地域包括支援センター·····019-611-2855

イーハトーブ地域包括支援センター·····019-635-5777

五月園地域包括支援センター·····019-613-6161

山岸和敬荘地域包括支援センター·····019-662-8000

盛岡駅西口地域包括支援センター·····019-606-3361

地域包括支援センター川久保·····019-635-1682

玉山地域包括支援センター·····019-682-0088

青山和敬荘地域包括支援センター·····019-648-8622

陸前高田市地域包括支援センター·····0192-54-2111

西和賀町地域包括支援センター·····0197-85-3137

一関東部地域包括支援センター·····0191-51-3040

久慈市地域包括支援センター·····0194-61-1557

野田村地域包括支壊センター·····0194-78-3310

洋野町地域包括支援センター·····0194-69-1966

<宮城県>

宮城野区燕沢地域包括支援センター···022-388-3690

宮城野区岩切地域包括支援センター···022-255-2524

宮城野区高砂地域包括支援センター···022-388-7828

宮城野区東仙台地域包括支援センター···022-782-3511

宮城野区福田町地域包括支援センター···022-388-6101

宮城野区榴岡地域包括支援センター···022-297-5906

若林区遠見塚地域包括支援センター···022-781-3877

若林区河原町地域包括支援センター···022-262-1180

若林区荒浜地域包括支援センター···022-288-7581

若林区六郷地域包括支援センター···022-289-2111

青葉区あやし地域包括支援センター···022-392-2230

青葉区花京院地域包括支援センター···022-716-5390

青葉区五橋地域包括支援センター···022-716-5460

青葉区国見ヶ丘地域包括支援センター···022-303-3805

青葉区国見地域包括支援センター···022-727-8923

青葉区桜ヶ丘地域包括支援センター···022-303-5870

青葉区小松島地域包括支援センター···022-233-6954

青葉区上杉地域包括支援センター···022-221-5569

青葉区双葉ヶ丘地域包括支援センター···022-275-3881

青葉区台原地域包括支援センター···022-727-5360

青葉区大倉地域包括支援センター···022-391-2161

青葉区南吉成地域包括支援センター	022-719-5733	多賀城市中央地域包括支援センター	022-368-6350
青葉区木町通地域包括支援センター	022-728-7830	多賀城市西部地域包括支援センター	022-209-3950
青葉区葉山地域包括支援センター	022-273-4910	多賀城市東部地域包括支援センター	022-363-4055
泉区向陽台地域包括支援センター	022-343-1512	岩沼西地域包括支援センター	0223-36-7266
泉区根白石地域包括支援センター	022-376-8310	岩沼市社会福祉協議会地域包括支援センター	
泉区寺岡地域包括支援センター	022-378-8886		0223-25-6834
泉区将監地域包括支援センター	022-772-5501	南東北地域包括支援センター	0223-23-7543
泉区松森地域包括支援センター	022-772-6220	マリンホーム地域包括支援センター	0223-25-6656
泉区泉中央地域包括支援センター	022-372-8079	亘理町地域包括支援センター	0223-34-1331
泉区南光台地域包括支援センター	022-728-8500	山元町地域包括支援センター	0223-37-3901
泉区虹の丘地域包括支援センター	022-373-9333	松島町地域包括支援センター	022-354-6525
泉区ハ乙女地域包括支援センター	022-773-3611	七ヶ浜町地域包括支援センター	022-357-7447
太白区愛宕橋地域包括支援センター	022-215-8822	利府町地域包括支援センター	022-356-1334
太白区郡山地域包括支援センター	022-748-0455	大和町地域包括支援センター	022-345-7241
太白区山田地域包括支援センター	022-307-4440	大郷町地域包括支援センター	022-359-4826
太白区秋保地域包括支援センター	022-399-2205	富谷町保健福祉総合支援センター	022-348-1138
太白区西多賀地域包括支援センター	022-307-3383	大衡村地域包括支援センター	022-345-6060
太白区西中田地域包括支援センター	022-741-5290	大崎市古川地域包括支援センター	0229-87-3113
太白区長町地域包括支援センター	022-304-2154	大崎市志田地域包括支援センター	0229-53-1271
太白区東中田地域包括支援センター	022-242-6351	大崎市玉造地域包括支援センター	0229-72-4888
太白区八木山地域包括支援センター	022-229-0811	大崎市田尻地域包括支援センター	0229-39-3601
太白区富沢地域包括支援センター	022-748-0503	色麻町地域包括支援センター	0229-66-1071
太白区茂庭地域包括支援センター	022-281-4115	加美町地域包括支援センター	0229-63-3600
白石市地域包括支援センター	0224-22-1361	涌谷町地域包括支援センター	0229-43-5111
角田市地域包括支援センター	0224-61-1288	美里町地域包括支援センター	0229-32-2941
蔵王町地域包括支援センター	0224-33-2003	栗原市築館・志波姫地域包括支援センター	
七ヶ宿町地域包括支援センター	0224-37-2331		0228-24-8080
大河原町地域包括支援センター	0224-51-3480	栗原市若柳・金成地域包括支援センター	0228-42-3233
村田町地域包括支援センター	0224-83-6413	栗原市栗駒・鶴沢地域包括支援センター	0228-45-2471
柴田町地域包括支援センター	0224-86-3340	栗原市瀬峰・高清水地域包括支援センター	
川崎町地域包括支援センター	0224-84-6021		0228-59-3861
丸森町地域包括支援センター	0224-72-3023	栗原市一迫・花山地域包括支援センター	0228-52-2110
塩竈市地域包括支援センター	022-366-1204	登米市迫地域包括支援センター	0220-22-1152
塩竈市西部地区地域包括支援センター	022-367-0414	登米市中田・石越地域包括支援センター	0220-34-7611
塩竈市北部地区地域包括支援センター	022-361-3822	登米市東和・登米地域包括支援センター	0220-53-4811
名取東地域包括支援センター	022-385-3530	登米市米山・南方地域包括支援センター	0220-29-5821
名取南地域包括支援センター	022-399-7570	登米市津山・豊里地域包括支援センター	0225-68-3780
名取西地域包括支援センター	022-386-7225	石巻市中央地域包括支援センター	0225-21-5171

石巻市稻井地域包括支援センター	0225-93-8166	一)	0243-55-3455
石巻市蛇田地域包括支援センター	0225-92-7355	本宮市地域包括支援センター	0243-33-1111
石巻市山下地域包括支援センター	0225-96-2010	伊達市梁川地域包括支援センター	024-577-6111
石巻市演波地域包括支援センター	0225-25-3771	伊達市保原地域包括支援センター	024-574-4774
石巻市漁地域包括支援センター	0225-90-3146	伊達市伊達地域包括支援センター	024-551-2144
石巻市雄勝地域包括支援センター	0225-61-3732	伊達市靈山・月館地域包括支援センター	
石巻市河南地域包括支援センター	0225-86-5501		024-586-1323
石巻市ものう地域包括支援センター	0225-76-5581	桑折町地域包括支援センター	024-582-1188
東松島市地域包括支援センター	0225-83-1966	国見町地域包括支援センター	024-585-2702
女川町地域包括支援センター	0225-53-2272	川俣町地域包括支援センター	024-538-2600
気仙沼市地域包括支援センター	0226-21-1212	大玉村地域包括支援センター	0243-48-3131
本吉分室	0226-42-2975	郡山北部地域包括支援センター	024-931-3032
南三陸町地域包括支援センター	0226-46-5266	郡山中央地域包括支援センター	024-925-5858
 <福島県>			
福島市中央地域包括支援センター	024-533-8891	郡山南部地域包括支援センター	024-991-5811
福島市演利地域包括支援センター	024-515-3135	郡山西部地域包括支援センター	024-923-6221
福島市南地域包括支援センター	024-547-2345	芳賀・小原田地域包括支援センター	024-941-1121
福島市清水東地域包括支援センター	024-558-7300	富田地域包括支援センター	024-935-0522
福島市清水西地域包括支援センター	024-591-4876	大槻・蓬萊地域包括支援センター	024-962-3945
福島市信陵地域包括支援センター	024-557-7773	大成・大槻東地域包括支援センター	024-962-7013
福島市北信東地域包括支援センター	024-553-1555	安積地域包括支援センター	024-946-9088
福島市北信西地域包括支援センター	024-552-5544	三穂田地域包括支援センター	024-946-1527
福島市清明・吉井田地域包括支援センター		片平・喜久田地域包括支援センター	024-962-0354
	024-546-6222	日和田・西田地域包括支援センター	024-958-6878
福島市飯坂南地域包括支援センター	024-542-8779	富久山地域包括支援センター	024-934-5340
福島市飯坂北地域包括支援センター	024-542-6633	湖南地区地域包括支援センター	024-992-0291
福島市飯坂東地域包括支援センター	024-542-8411	熱海地域包括支援センター	024-984-6868
福島市松川地域包括支援センター	024-567-5840	田村地域包括支援センター	024-955-4013
福島市信夫地域包括支援センター	024-593-0151	郡山東部・中田地域包括支援センター	024-956-8200
福島市吾妻東地域包括支援センター	024-555-3505	須賀川中央地域包括支援センター	0248-88-8215
福島市吾妻西地域包括支援センター	024-591-3708	須賀川西部地域包括支援センター	0248-75-3222
福島市第三・東部地域包括支援センター		須賀川東部地域包括支援センター	0248-79-1551
	024-525-7888	須賀川長沼・岩瀬地域包括支援センター	
福島市西部地域包括支援センター	024-594-5800		0248-67-3113
立子山・飯野地域包括支援センター	024-562-4110	田村市地域包括支援センター	0247-81-1307
二本松市地域包括支援センター	0243-23-3600	鏡石町地域包括支援センター「あんしんかん」	
二本松市地域包括支援センター岩代分室(サブセンタ			0248-92-3212
		天栄村地域包括支援センター	0248-82-3833
		石川町地域包括支援センター	0247-26-4606

玉川村地域包括支援センター	0247-57-4620	湯川村地域包括支援センター	0241-28-1585
平田村地域包括支援センター	0247-55-3125	柳津町地域包括支援センター	0241-42-2550
浅川町地域包括支援センター	0247-36-4723	三島町地域包括支援センター	0241-48-5044
古殿町地域包括支援センター	0247-53-4394	金山町地域包括支援センター	0241-55-3409
三春町地域包括支援センター	0247-62-8586	昭和村地域包括支援センター	0241-57-2648
小野町地域包括支援センター	0247-72-2128	会津美里町地域包括支援センター	0242-56-2256
白河市地域包括支援センター	0248-21-0332	下郷町地域包括支援センター	0241-69-1199
西郷村地域包括支援センター	0248-25-5121	檜枝岐村地域包括支援センター	0241-75-2382
泉崎村地域包括支援センター	0248-54-1777	只見町地域包括支援センター	0241-84-7005
中島村地域包括支援センター	0248-52-3400	南会津町地域包括支援センター	0241-62-6161
矢吹町地域包括支援センター	0248-44-5233	相馬市地域包括支援センター	0244-36-2227
棚倉町地域包括支援センター	0247-33-7811	原町東地域包括支援センター	0244-24-3390
矢祭町地域包括支援センター	0247-46-3770	南相馬市地域包括支援センター	0244-25-3329
塙町地域包括支援センター	0247-43-2224	小高地域包括支援センター	0244-44-5977
鮫川村地域包括支援センター	0247-29-1233	鹿島地域包括支援センター	024446-5354
会津若松市若松第1地域包括支援センター	0242-36-6770	広野町地域包括支援センター	0240-27-4681
会津若松市若松第2地域包括支援センター	0242-27-0211	檜葉町地域包括支援センター	0240-25-4155
会津若松市若松第3地域包括支援センター	0242-38-3090	富岡町地域包括支援センター	0240-21-0210
会津若松市若松第4地域包括支援センター	0242-37-7711	川内村地域包括支援センター	0240-38-2941
会津若松市若松第5地域包括支援センター	0242-39-2779	大熊町地域包括支援センター	0240-32-3113
会津若松市北会津地域包括支援センター	0242-56-5005	双葉町地域包括支援センター	0240-23-0333
会津若松市河東地域包括支援センター	0242-75-4815	浪江町地域包括支援センター	0240-34-4664
喜多方市地域包括支援センター	0241-21-8856	葛尾村地域包括支援センター	0240-29-2112
熱塩加納サブセンター	0241-36-2336	新地町地域包括支援センター	0244-62-5580
塙川サブセンター	0241-28-1253	飯館村地域包括支援センター	0244-42-1113
山都サブセンター	0241-38-3139	平地域包括支援センター	0246-22-1174
高郷サブセンター	0244-44-7111	小名浜地域包括支援センター	0246-53-4760
北塙原村地域包括支援センター	0241-28-3733	勿来・田人地域包括支援センター	0246-63-2140
にしあいづ地域包括支援センター	0241-45-3327	常磐・遠野地域包括支援センター	0246-43-2151
磐梯町地域包括支援センター	0242-73-3530	内郷・好間・三和地域包括支援センター	0246-27-8660
猪苗代町地域包括支援センター	0242-72-1530	四倉・久之浜大久地域包括支援センター	
会津坂下町地域包括支援センター	0242-84-2700		0246-32-2115
		小川・川前地域包括支援センター	0246-83-1411
		<茨城県>	
		水戸市地域支援センター	029-224-1111
		笠間市友部地域包括支援センター	0296-77-1101
		笠間市笠間地域包括支援センター	0296-72-1111

笠間市岩間地域包括支援センター	0299-37-6611	つくば市地域包括支援センター	029-857-9009
小美玉市地域包括支援センター	0299-48-1111	つくば市地域包括支援センター(社会福祉協議会)	
小美玉市地域包括支援センター・美野里	0299-35-7172		029-857-5634
茨城町地域包括支援センター	029-292-8577	守谷市地域包括支援センター	0297-45-1111
大洗町地域包括支援センター	029-267-4100	稟敷市地域包括支援センター	029-892-5711
城里町地域包括支援センター	029-288-3111	かすみがうら市地域包括支援センター	0299-59-2111
日立市地域包括支援センター	0294-22-3111	つくばみらい市地域包括支援センター	0297-57-0123
地域包括支援センター・福祉の森聖孝園	0294-39-1166	美浦村地域包括支援センター	029-885-0340
地域包括支援センター・鯵川さくら館	0294-36-7300	阿見町地域包括支援センター	029-887-8124
常陸太田市地域包括支援センター	0294-72-8881	河内町地域包括支援センター	0297-60-4071
高萩市地域包括支援センター	0293-22-0080	利根町地域包括支援センター	0297-68-8941
北茨城市地域包括支援センター	0293-43-1111	古河市中央地域包括支援センター	0280-92-5920
ひたちなか市地域包括支援センター	029-273-0111	結城市地域包括支援センター	0296-34-0324
ひたちなか市南部地域包括支援センター	029-354-5221	下妻市地域包括支援センター	0296-43-2111
ひたちなか市西部地域包括支援センター	029-276-0655	常総市地域包括支援センター	0297-23-2930
常陸大宮市南部地域包括支援センター	0295-53-6810	筑西市地域包括支援センター	0296-24-2111
常陸大宮市北部地域包括支援センター	0295-57-3326	坂東市地域包括支援センター	0280-82-1284
地域包括支援センター・青燈会	029-295-5288	坂東市南部地域包括支援センター	0297-38-1111
地域包括支援センター・ナザレ園	029-296-3405	桜川市地域包括支援センター	0296-75-3111
地域包括支援センター・ゆたか園	029-295-1287	八千代町地域包括支援センター	0296-30-2400
東海村地域包括支援センター	029-287-2516	五霞町地域包括支援センター	0280-84-0006
大子町地域包括支援センター	0295-72-1175	境町地域包括支援センター	0280-87-7111
地域包括支援センター・たかおざき	0299-82-9351		
地域包括支援センター・サントピア鹿島	0299-85-1522		
潮来市地域包括支援センター	0299-63-1288		
神栖市地域包括支援センター	0299-91-1701		
はさき地域包括支援センター	0479-44-1170		
行方市地域包括支援センター	0299-55-0111		
鉾田市地域包括支援センター	0291-34-0011		
土浦市地域包括支援センター	029-826-1146		
土浦市社会福祉協議会 地域包括支援センター・うらら	029-824-0332		
石岡市地域包括支援センター	0299-35-1127		
龍ヶ崎市地域包括支援センター	0297-62-8686		
取手市地域包括支援センター	0297-71-2727		
牛久市地域包括支援センター	029-871-1295		
		【あしなが育英会】	
		相談窓口	0120-77-8565
		【東京電力】	
		<福島原子力保障相談室>	
		相談窓口	0120-926-404
			※ただし、平成23年4月28日から開始予定
		【日本財団災害支援センター】	
		相談窓口	0120-65-6519
		【日本年金機構】	
		<「東日本大震災」により被災された方のお問い合わせ>	
		被災者専用フリーダイヤル	0120-707-118
		050番号のIP電話から	03-6700-1131

【年金事務所一覧】**<青森>**

青森年金事務所 017-734-7495
 八戸年金事務所 0178-44-1742
 弘前年金事務所 0172-27-1339
 むつ年金事務所 0175-22-4947

<岩手>

一関年金事務所 0191-23-4246
 二戸年金事務所 0195-23-4111
 花巻年金事務所 0198-23-3351
 宮古年金事務所 0193-62-1963
 盛岡年金事務所 019-623-6211

<宮城>

石巻年金事務所 0225-22-8529
 大河原年金事務所 0224-51-3112
 仙台北年金事務所 022-224-0892
 仙台東年金事務所 022-257-6112
 仙台南年金事務所 022-246-5117
 街角の年金相談センター仙台 022-262-5527
 ※電話相談不可・窓口相談のみ
 古川年金事務所 0229-23-1200

<福島>

会津若松年金事務所 0242-27-5321
 郡山年金事務所 024-932-3434
 白河年金事務所 0248-27-4161
 相馬年金事務所 0244-36-5172
 平金年金事務所 0246-23-5611
 東北福島年金事務所 024-535-0141
 街角の年金相談センター福島 024-531-3838
 ※電話相談不可・窓口相談のみ

<茨城>

下館年金事務所 0296-25-0834
 土浦年金事務所 029-824-7169

街角の年金相談センター土浦 029-825-2300

※電話相談不可・窓口相談のみ

日立年金事務所 0294-24-2193

水戸北年金事務所 029-231-2283

水戸南年金事務所 029-227-3278

街角の年金相談センター水戸 029-231-6541

【金融機関一覧】**<三菱東京UFJ銀行>**

震災に関する専用フリーダイヤル 0120-818-130
 住宅ローン・無担保証貸ローン 0120-013-485
 無担保カードローン 0120-775-043

<三菱UFJ信託銀行>

インフォメーションデスク 0120-349-250
 仙台支店 022-262-8111

<みずほ銀行>

相談窓口 0120-3242-86(33#)

<みずほコーポレート銀行>

仙台営業部 臨時電話相談窓口 022-713-3322

<みずほ信託銀行>

相談窓口 0120-081-506
 仙台支店 0120-666-171

<三井住友銀行>

相談窓口 0120-11-5866

<りそな銀行>

被災地での営業状況のお問い合わせ 0120-24-3989
 仙台支店への来店予約受付 022-262-1161
 震災に関する預金等関連フリーダイヤル 0120-68-8865

震災に関するローン関連専用フリーダイヤル 0120-61-3989

確定拠出年金に関するお問い合わせ 0120-401-987

上記以外の年金に関するお問い合わせ・0120-528-266

(携帯電話・PHS からは 03-6832-2253)

その他のお問い合わせ……………0120-77-6910

(携帯電話・PHS からは 03-6832-2255)

<住友信託銀行>

相談窓口……………0120-897-117

<じぶん銀行>

お客さまセンター……………0120-926-111

……………03-6311-8003

じぶんローン支店(カードローン)……………0120-926-222

<新生銀行>

新生パワーコール……………0120-456-007

<住信SBIネット銀行>

個人融資専用……………0120-456-515

一般のお問合せ……………0120-103-371(通話料無料)

法人融資専用……………0120-067-607

……………03-5363-7382(通話料有料)

住宅ローン専用……………0120-552-758(通話料無料)

……………03-5363-7383(通話料有料)

<あおぞら銀行>

平日相談窓口…0120-250-399(あおぞらホームコール)

<ゆうちょ銀行>

休日相談窓口…0120-198-231(仙台支店)

相談窓口……………0120-108420

<イオン銀行>

相談窓口……………0120-13-1089

<北海道銀行>

平日相談窓口……………0120-910-444(お客様相談室)

<ジャパンネット銀行>

相談窓口……………0120-369-074

<北洋銀行>

(携帯電話・PHS からは 03-6739-5000)

相談窓口……………0120-608-552(個人融資相談)

……………0120-617-780(住宅ローン)(返済相談)

<セブン銀行>

相談窓口……………0088-21-1189

<青森銀行>

セブン銀行の口座・ATMに関するお問合せ

平日相談窓口……………0178-43-0111(八戸支店)

……………0120-77-1179

休日相談窓口……………0120-608-743(ローンプラザ八戸)

<ソニー銀行>

相談窓口……………0120-365-723

<みちのく銀行>

※住宅ローン・無担保ローンについては、音声ガイダ

相談窓口……………0120-86-3709(テレfonバンキングセンター)

ンスが流れましたら「99#」を押してください。

<秋田銀行>

平日相談窓口……………0120-303-242(借入)(審査部)

0120-001-260(借入以外)(営業支援部)

<楽天銀行>

楽天銀行スーパーローン……………0120-638-411

<北都銀行>

楽天銀行住宅ローン……………0120-456-225

相談窓口……………0120-18-4226(営業店サポート部)

VISA デビットカード……………0120-83-6910

<莊内銀行>	相談窓口……0120-103-239(コンタクトセンター)	<仙台銀行>	相談窓口……0120-251-339(営業店窓口、ATM、預金) ……0120-300-039(借入(個人)、住宅ローン) ……0120-863-787(借入(事業者)) ……0120-538-070(紛失・盗難)
<山形銀行>	平日相談窓口……0120-170-585		
<きらやか銀行>		<東邦銀行>	相談窓口……0120-104-157(休業店舗の預金、振込等) ……0120-608-104(借入(個人)) ……0120-104-717(借入(事業者)) ……0120-104-310(紛失・盗難)
平日相談窓口	……0120-379-305(「東日本大震災」相談受付) ……0120-389-166(「東日本大震災」相談受付)		
休日相談窓口……022-371-8075(仙台支店泉出張所)		<福島銀行>	相談窓口……024-525-2663(ATM、紛失・盗難) ……0120-294-091(預金・振込) ……0120-762-940(借入)
休日相談窓口	……0120-604-930(山形ローンステーション)		
<岩手銀行>		<大東銀行>	平日相談窓口……024-925-1111(総合相談窓口) ……0120-12-6554(借入)
平日相談窓口……0120-064-626(営業店窓口、ATM)		休日相談窓口……0120-12-6554(総合相談窓口)	
……0120-788-506(通帳、キャッシュカード①)			
……0120-131-344※(通帳、キャッシュカード②)			
(※)自動音声が流れますが、そのまま「1、#」を押してください。			
……0120-251-789(借入)			
休日相談窓口		<常陽銀行>	平日相談窓口……0120-001-769(災害ご相談専用)
……0120-131-344※(通帳、キャッシュカード)		休日相談窓口……0120-310-863(災害ご相談専用)	
(※)自動音声が流れますが、そのまま「1、#」を押してください			
<東北銀行>		<筑波銀行>	相談窓口……0120-615-668(災害相談ダイヤル)
相談窓口……0120-164-416(お客様相談室)			
<北日本銀行>		<足利銀行>	相談窓口……0120-21-6556(あしぎんフリーダイヤル)
相談窓口……0120-836-236(預金)			
……0120-601-235(借入(個人))		<栃木銀行>	平日相談窓口……0120-29-6043(震災緊急相談窓口)
……0120-333-061(借入(事業者))			
<七十七銀行>		<千葉銀行>	平日相談窓口……0120-86-7889(震災被災者相談窓口)
相談窓口……0120-78-1177		休日相談窓口……043-227-5211(震災被災者相談窓口)	

<東日本銀行>	平日相談窓口···0120-60-0185	平日相談窓口···0120-160-656[ローンプラザもりしん] 休日相談窓口···0120-160-656[ローンプラザもりしん]
<東京スター銀行>	平日相談窓口···0120-82-0804(個人)(震災関連専用) ···0120-81-3626(法人)(震災関連専用)	<宮古信用金庫> 平日相談窓口···0193-62-5634[駅前支店]
	休日相談窓口···0120-81-8689	
<東奥信用金庫>	相談窓口···0172-33-8406(融資) ···0172-33-8404(預金)	<一関信用金庫> 平日相談窓口···191-23-6111 休日相談窓口···0191-33-1616[一関インター支店]
<青い森信用金庫>	平日相談窓···0178-44-2123 平日夜間窓口···0178-44-3301(融資のみ) 休日相談窓口···0178-44-3301(融資のみ)	<北上信用金庫> 平日相談窓口···0197-63-2307
<秋田信用金庫>	平日相談窓口···018-866-6171	<花巻信用金庫> 平日相談窓口···0198-23-5311 休日相談窓口···0120-39-6032 ···0198-22-0707[はなしんローンプラザ]
<羽後信用金庫>	平日相談窓口···0184-23-3000	<水沢信用金庫> 平日相談窓口···0197-23-5191
<山形信用金庫>	平日相談窓口···023-632-2161	<杜の都信用金庫> 平日相談窓口···0120-116-401[ファイナンスセンター] 休日相談窓口···0120-116-401[ファイナンスセンター]
<米沢信用金庫>	平日相談窓口···0238-22-3433 休日相談窓口···0238-23-3172[北部支店併設]	<宮城第一信用金庫> 平日相談窓口···022-722-3842[相談センター]
<鶴岡信用金庫>	平日相談窓口···0235-22-2360 休日相談窓口···0235-23-6644[錦町支店] ···0234-23-2311[酒田支店]	<石巻信用金庫> 平日相談窓口···0225-95-6498
<新庄信用金庫>	平日相談窓口···0233-22-4222	<仙南信用金庫> 平日相談窓口···0224-24-3077
<盛岡信用金庫>		<気仙沼信用金庫> 平日相談窓口···0120-333-670
		<会津信用金庫>

平日相談窓口.....0242-22-7556	<水戸信用金庫>
休日相談窓口.....0242-23-1388[亀賀支店]	平日相談窓口.....029-222-3308(融資)0120-310-861(預金)
<郡山信用金庫>	休日相談窓口.....029-251-1515[赤塚支店]0297-64-7601[龍ヶ岡支店]029-859-8311[研究学園支店]
平日相談窓口.....024-932-2227(預金)024-932-2225(融資)024-932-2222(上記以外)	
<白河信用金庫>	<結城信用金庫>
平日相談窓口.....0248-23-4511	平日相談窓口.....0296-32-2110
休日相談窓口.....0248-22-7100[新白河支店]0248-44-2711[矢吹東支店]0247-33-3171[棚倉支店]	<銚子信用金庫>
	平日相談窓口.....0479-25-2100
<須賀川信用金庫>	<佐原信用金庫>
平日相談窓口.....0248-75-3171	平日相談窓口 0478-54-2144
休日相談窓口.....0248-76-5911[上町支店]	<ウリ信用組合>
<ひまわり信用金庫>	平日相談窓口.....019-623-7321[岩手支店]018-833-4131[秋田支店]024-932-5350[福島支店]017-776-4311[青森支店]022-225-4416[宮城支店]
平日相談窓口.....0120-337-229[総合相談センター]	
休日相談窓口.....0120-337-229[総合相談センター]	
<あぶくま信用金庫>	<青森県信用組合>
平日相談窓口.....0244-23-51320244-26-0237(融資のみ)	平日相談窓口.....017-739-7117(融資)017-739-7115(預金)
休日相談窓口.....0120-635-313[あぶくましんきんプラザ]0244-36-5151[相馬支店]	休日相談窓口.....0178-43-0611[八戸支店]
<二本松信用金庫>	<杜陵信用組合>
平日相談窓口.....0243-23-3660	平日相談窓口.....019-651-5550
<福島信用金庫>	
平日相談窓口.....0120-201-219[総合相談センター]	<岩手県医師信用組合>
休日相談窓口.....024-557-5682[北支店]024-545-1751[南支店]	平日相談窓口.....019-651-0211
<烏山信用金庫>	<石巻商工信用組合>
平日相談窓口.....0295-58-2011	平日相談窓口.....0225-95-3333

<古川信用組合>	休日相談窓口.....0242-22-6565[本店緊急相談窓口]
平日相談窓口.....0229-22-1845	
<仙北信用組合>	<あすか信用組合>
平日相談窓口.....0120-74-7779	平日相談窓口.....0120-575-852 携帯電話からは 03-3208-5160
<五城信用組合>	<茨城県信用組合>
平日相談窓口.....0224-52-1239	平日相談窓口.....029-231-2218 休日相談窓口.....0120-611-244
<秋田県信用組合>	<ハナ信用組合>
平日相談窓口.....0120-564-783	平日相談窓口.....029-231-6281[水戸支店]
<北都信用組合>	<中央商銀信用組合>
平日相談窓口.....0237-55-7333	平日相談窓口.....0120-86-1493[コールセンター]
<山形中央信用組合>	<東北労働金庫>
平日相談窓口.....0238-84-2187	平日相談窓口.....0120-1919-62 休日相談窓口.....022-723-1111
<山形第一信用組合>	<中央労働金庫>
平日相談窓口.....0238-52-1410	平日相談窓口.....0120-86-6956
<山形県医師信用組合>	<金融庁>
平日相談窓口.....023-666-5700	監督局総務課監督企画.....03-3506-6000(代表) (内線 3738、2682)
<福島県商工信用組合>	<企業関連>
平日相談窓口.....024-991-1000	中小企業電話相談ナビダイヤル.....0570-064-350 日本政策金融公庫.....0120-154-505 沖縄振興開発公庫098-941-1765 商工組合中央金庫.....0120-079-366 小規模企業共済、倒産防止共済.....050-5541-7171 リース事業協会相談窓口.....03-3234-2801 中小企業復興支援センター盛岡.....090-4097-6989 中小企業復興支援センター仙台.....022-399-6111 中小企業震災復興・原子力災害対策経営支援センター 福島.....024-529-5113
<いわき信用組合>	
平日相談窓口.....0246-92-4111	
休日相談窓口.....0246-54-6711[本店営業部]	
.....0246-23-3155[平支店]	
.....0246-28-3400[郷ヶ丘支店]	
<相双信用組合>	
平日相談窓口.....0244-36-5561	
<会津商工信用組合>	
平日相談窓口.....0242-22-6565[本店緊急相談窓口]	

震災緊急復興事業推進部 03-5470-1500
中小企業基盤整備機構 050-5541-7171
中小企業基盤整備機構関東支部 03-5470-1509

【信用保証協会一覧】

<青森>

本所 017-723-1351
保証課 017-723-1353
弘前支所 0172-32-1331
八戸支所 0178-24-6181
五所川原支所 0173-35-4121
十和田支所 0176-23-4331
むつ支所 0175-22-1204

<岩手>

保証一課 019-654-1501
保証二課 019-654-1502
釜石支所 0193-22-1321
一関支所 0191-23-2533
宮古支所 0193-62-2700
大船渡支所 0192-27-1224
二戸支所 0195-23-4115
奥州支所 0197-25-3171

<宮城>

本店営業部 022-225-6421
仙台東支店 022-783-9021
白石支店 0224-25-2135
大崎支店 0229-22-0722
石巻支店 0225-22-4178
気仙沼支店 0226-22-1972
経営支援部 022-225-5230

<福島>

本所保証課 024-526-1530
郡山支所 024-932-2769
白河支所 0248-24-0156
会津若松支所 0242-23-1282

いわき支所 0246-23-3570
相双支所 0244-23-5105

<茨城>

本店営業部 029-231-8709
土浦支店 029-826-4103

【商工会一覧】

<都道府県商工会連合会>

青森県商工会連合会 017-734-3394
岩手県商工会連合会 019-622-4165
宮城県商工会連合会 022-225-8751
福島県商工会連合会 024-525-3411
茨城県商工会連合会 029-224-2635

<県庁所在地商工会議所>

青森商工会議所 017-734-1311
盛岡商工会議所 019-624-5880
仙台商工会議所 022-265-8181
福島商工会議所 024-536-5511
水戸商工会議所 029-224-3315

【農林水産関連】

<農業資金貸付又は農林中金>

農林水産環境総括部 0120-055-132

<漁業資金貸付>

農林水産マリンバンク部 03-6378-7320

【中小企業向け融資関連】

中小企業庁金融課 03-3501-2876

【いのちの電話(生活の困難や心の問題の相談)】

あおもりいのちの電話 0172-33-7830
盛岡いのちの電話 019-654-7575
仙台いのちの電話 022-718-4343
福島いのちの電話 024-536-4343
茨城いのちの電話 029-855-1000

【学校関係】**<小・中学校>**

北海道義務教育課 011-204-5769
 青森県学校教育課 017-734-9895
 秋田県義務教育課 018-860-5147
 山形県義務教育課 023-630-2871
 茨城県義務教育課 029-301-5226
 栃木県教職員課小中学校人事担当 028-623-3385
 群馬県義務教育課 027-226-4615
 埼玉県小中学校人事課学事担当 048-830-6939
 千葉県指導課教育課程室 043-223-4059
 東京都義務教育課 03-5320-6752
 神奈川県子ども教育支援課 045-210-8217
 新潟県義務教育課 025-280-5604

【警察署一覧】**<青森>**

青森警察署 017-723-0110
 青森南警察署 0172-62-4021
 八戸警察署 0178-43-4141
 弘前警察署 0172-32-0111
 五所川原警察署 0173-35-2141
 十和田警察署 0176-23-3195
 三沢警察署 0176-53-3145
 黒石警察 0172-52-2311
 むつ警察署 0175-22-1321
 野辺地警察署 0175-64-2121
 つがる警察署 0173-42-3150
 三戸警察署 0179-22-1135
 練ヶ沢警察署 0173-72-2151
 七戸警察署 0176-62-3101
 外ヶ浜警察署 0174-22-2211
 五戸警察署 0178-62-3241
 板柳警察署 0172-73-3151
 大間警察署 0175-37-2211

<岩手>

岩手県警察本部 019-653-0110
 盛岡東警察署 019-606-0110
 盛岡西警察署 019-645-0110
 岩手警察署 0195-62-0110
 紫波警察署 019-671-0110
 花巻警察署 0198-23-0110
 北上警察署 0197-61-0110
 水沢警察署 0197-25-0110
 江刺警察署 0197-31-0110
 一関警察署 0191-21-0110
 千厩警察署 0191-51-0110
 大船渡警察署 0192-26-0110
 遠野警察署 0198-62-0110
 釜石警察署 0193-22-0110
 宮古警察署 0193-64-0110
 岩泉警察署 0194-31-0110
 久慈警察署 0194-53-0110
 二戸警察署 0195-23-0110

<宮城>

宮城県警察本部 022-221-7171
 仙台中央警察署 022-222-7171
 仙台北警察署 022-233-7171
 仙台南警察署 022-246-7171
 仙台東警察署 022-231-7171
 泉警察署 022-375-7171
 大和警察署 022-345-0101
 岩沼警察署 0223-22-4341
 亘理警察署 0223-34-2111
 大河原警察署 0224-53-2211
 白石警察署 0224-25-2138
 角田警察署 0224-63-2211
 加美警察署 0229-63-2311
 遠田警察署 0229-33-2321
 古川警察署 0229-22-2311
 鳴子警察署 0229-82-2249
 築館警察署 0228-32-3111
 若柳警察署 0228-32-3111

登米警察署	0220-52-2121	那珂警察署	029-352-0110		
佐沼警察署	0220-22-2121	日立警察署	0294-22-0110		
石巻警察署	0225-95-4141	太田警察署	0294-73-0110		
河北警察署	0225-62-3411	大宮警察署	0295-52-0110		
南三陸警察署	0226-46-3131	高萩警察署	0293-24-0110		
気仙沼警察署	0226-22-7171	大子警察署	0295-72-0110		
塩釜警察署	022-362-4141	竜ヶ崎警察署	0297-62-0110		
<hr/>					
<福島>					
福島県警察本部	024-522-2151	鋸田警察署	0291-34-0110		
福島警察署	024-522-2121	行方警察署	0299-72-0110		
福島北警察署	024-554-0110	鹿嶋警察署	0299-82-0110		
相馬警察署	0244-36-3191	石岡警察署	0299-28-0110		
伊達警察署	024-575-2251	土浦警察署	029-821-0110		
双葉警察署	0240-22-2121	つくば中央警察署	029-851-0110		
二本松警察署	0243-23-1212	つくば北警察署	029-867-1191		
郡山警察署	024-922-2800	牛久警察署	029-871-0110		
郡山北警察署	024-991-0110	稻敷警察署	029-893-0110		
須賀川警察署	0248-75-2121	取手警察署	0297-77-0110		
南相馬警察署	0244-22-2191	筑西警察署	0296-24-0110		
白河警察署	0248-23-0110	下妻警察署	0296-43-0110		
石川警察署	0247-26-2191	桜川警察署	0296-55-0110		
棚倉警察署	0247-33-3241	結城警察署	0296-33-0110		
田村警察署	0247-62-2121	常総警察署	0297-22-0110		
いわき南警察署	0246-63-2141	境警察署	0270-74-0110		
会津若松警察署	0242-22-5454	古河警察署	0280-30-0110		
猪苗代警察署	0242-63-0110	<hr/>			
喜多方警察署	0241-22-5111	【県・市区町村役場一覧】			
会津坂下警察署	0242-83-3451	<青森県>			
いわき東警察署	0246-54-1111	青森県庁	017-722-1111		
南会津警察署	0241-62-1140	青森市	017-734-1111		
いわき中央警察署	0246-26-2121	弘前市	0172-35-1111		
<hr/>					
<茨城>					
茨城県警察本部	029-301-0110	八戸市	0178-43-2111		
水戸警察署	029-233-0110	黒石市	0172-52-2111		
ひたちなか東警察署	029-264-0110	五所川原市	0173-35-2111		
ひたちなか西警察署	029-272-0110	十和田市	0176-23-5111		
		三沢市	0176-53-5111		
		むつ市	0175-22-1111		
		つがる市	0173-42-2111		

平川市	0172-44-1111	北上市	0197-64-2111
平内町	017-755-2111	久慈市	0194-52-2111
今別町	0174-35-2001	遠野市	0198-62-2111
蓬田村	0174-27-2111	一関市	0191-21-2111
外ヶ浜町	0174-31-1111	陸前高田市	0192-54-2111
鶴ヶ沢町	0173-72-2111	釜石市	0193-22-2111
深浦町	0173-74-2111	二戸市	0195-23-3111
西目屋村	0172-85-2111	八幡平市	0195-76-2111
藤崎町	0172-75-3111	奥州市	0197-24-2111
大崎町	0172-48-2111	零石町	019-692-2111
田舎館村	0172-58-2111	葛巻町	0195-66-2111
板柳町	0172-73-2111	岩手町	0195-62-2111
鶴田町	0173-22-2111	滝沢村	019-684-2111
中泊町	0173-57-2111	紫波町	019-672-2111
野辺地町	0175-64-2111	矢巾町	019-697-2111
七戸町	0176-68-2111	西和賀町	0197-82-2111
六戸町	0176-55-3111	金ケ崎町	0197-42-2111
横浜町	0175-78-2111	平泉町	0191-46-2111
東北町	0176-56-3111	藤沢町	0191-63-2111
六ヶ所村	0175-72-2111	住田町	0192-46-2111
おいらせ町	0178-56-2111	大槌町	0193-42-2111
大間町	0175-37-2111	山田町	0193-82-3111
東通村	0175-27-2111	岩泉町	0194-22-2111
風間浦村	0175-35-2111	田野畠村	0194-34-2111
佐井村	0175-38-2111	普代村	0194-35-2111
三戸町	0179-20-1111	軽米町	0195-46-2111
五戸町	0178-62-2111	野田村	0194-78-2111
田子町	0179-32-3111	九戸村	0195-42-2111
南部町	0178-84-2111	洋野町	0194-65-2111
階上町役場	0178-88-2111	一戸町場	0195-33-2111
新郷村役場	0178-78-2111		

<宮城県>

<岩手県>	
岩手県庁	019-651-3111
盛岡市	019-651-4111
宮古市	0193-62-2111
大船渡市	0192-27-3111
花巻市	0198-24-2111
仙台市	022-261-1111
青葉区	022-225-7211
宮城野区	022-291-2111
若林区	022-282-1111
太白区	022-247-1111
泉区	022-372-3111

石巻市	0225-95-1111	郡山市	024-924-2491
塙釜市	022-364-1111	須賀川市	0248-75-1111
気仙沼市	0226-22-6600	田村市	0247-81-2111
白石市	0224-25-2111	白河市	0248-22-1111
名取市	022-384-2111	桑折町	024-582-2111
角田市	0224-63-2111	国見町	024-585-2111
多賀城市	022-368-1141	川俣町	024-566-2111
岩沼市	0223-22-1111	大玉村	0243-48-3131
登米市	0220-22-2111	鏡石町	0248-62-2111
栗原市	0228-22-1122	天栄村	0248-82-2111
東松島市	0225-82-1111	石川町	0247-26-2111
大崎市	0229-23-2111	玉川村	0247-57-3101
蔵王町	0224-33-2211	平田村	0247-55-3111
七ヶ宿町	0224-37-2111	浅川町	0247-36-4121
大河原町	0224-53-2111	古殿町	0247-53-3111
村田町	0224-83-2111	三春町	0247-62-2111
柴田町	0224-55-2111	小野町	0247-72-2111
川崎町	0224-84-2111	西郷村	0248-25-1111
丸森町	0224-72-2111	泉崎村	0248-53-2111
亘理町	0223-37-1111	中島村	0248-52-2111
松島町	022-354-5701	矢吹町	0248-42-2111
利府町	022-767-2111	棚倉町	0247-33-2111
大和町	022-345-1111	矢祭町	0247-46-3131
大郷町	022-359-3111	鳩町	0247-43-2111
富谷町	022-358-3111	鮫川村	0247-49-3111
大衡村	022-345-5111	相馬市	0244-37-2120
色麻町	0229-65-2111	南相馬市	0244-22-2111
加美町	0229-63-3111	いわき市	0246-22-1111
涌谷町	0229-43-2111	広野町	0246-43-1331
美里町	0229-33-2111	檜葉町	0242-56-2155
女川町(※仮設役場)	0225-54-3131	富岡町	024-946-8813
南三陸町(※仮設役場)	0226-46-2600	川内村	024-946-8828
 <福島県>			
福島市	024-535-1111	大熊町	0242-26-3844
二本松市	0243-23-1111	双葉町	0480-73-6880
伊達市	024-575-1111	浪江町	0243-46-4731
本宮市	0243-33-1111	葛尾村	0242-83-2651
		新地町	0244-62-2111
		飯館村	0244-42-1611

会津若松市	0242-39-1111	潮来市	0299-63-1111
喜多方市	0241-24-5211	守谷市	0297-45-1111
北塙原村	0241-23-3111	常陸大宮市	0295-52-1111
西会津町	0241-45-2211	那珂市	029-298-1111
磐梯町	0242-74-1211	筑西市	0296-24-2111
猪苗代町	0242-62-2111	坂東市	0297-35-2121
会津坂下町	0242-84-1503	稲敷市	029-892-2000
湯川村	0241-27-8800	かすみがうら市	0299-59-2111
柳津町	0241-42-2112	桜川市	0296-58-5111
三島町	0241-48-5511	神栖市	0299-90-1111
金山町	0241-54-5111	行方市	0299-72-0811
昭和村	0241-57-2111	鉢田市	0291-33-2111
会津美里町	0242-55-1122	つくばみらい市	0297-58-2111
下郷町	0241-69-1122	小美玉市	0299-48-1111
檜枝岐村	0241-75-2311	茨城町	029-292-1111
只見町	0241-82-5210	大洗町	029-267-5111
南会津町	0241-62-6200	城里町	029-288-3111
 <茨城県>			
茨城県庁	029-301-1111	東海村	029-282-1711
水戸市	029-224-1111	大子町	0295-72-1111
日立市	0294-22-3111	美浦村	029-885-0340
土浦市	029-826-1111	阿見町	029-888-1111
古河市	0280-92-3111	河内町	0297-84-2111
石岡市	0299-23-1111	八千代町	0296-48-1111
結城市	0296-32-1111	五霞町	0280-84-1111
龍ヶ崎市	0297-64-1111	境町	0280-81-1300
下妻市	0296-43-2111	利根町	0297-68-2211
常総市	0297-23-2111		
常陸太田市	0294-72-3111		
高萩市	0293-23-2111		
北茨城市	0293-43-1111		
笠間市	0296-77-1101		
取手市	0297-74-2141		
牛久市	029-873-2111		
つくば市	029-836-1111		
ひたちなか市	029-273-0111		
鹿嶋市	0299-82-2911		

【連絡先～大項目索引 あいうえお順】

<あ行>

- あしなが育英会 42ページ
- いのちの電話ダイヤル 49ページ
- 運転免許センター一覧 35ページ
- 運輸局一覧 36ページ

<か行>

- 介護関連・地域包括支援センター一覧** 37ページ
- 外国人の方 28ページ
- 火災・中小企業等共済関係 31ページ
- 学校関係 50ページ
- 企業関連 48ページ
- 企業・雇用関連 33ページ
- 金融機関一覧 43ページ
- クレジットカード関連 30ページ
- 警察署一覧 50ページ
- 県・市町村役場一覧 51ページ

<さ行>

- 受信料 35ページ
- 障害者の方関連 37ページ
- 奨学金関係 37ページ
- 信用保証協会一覧 49ページ
- 商工会一覧 49ページ
- 商工中金 33ページ
- 生命保険関連 29ページ
- 全国避難者情報システムについて** 37ページ
- 全労災 31ページ
- 損害保険関連 28ページ

<た行>

- 大学生協 31ページ
- 東京電力 42ページ
- 独立行政法人住宅金融支援機構 37ページ

<な行>

- 日本財団(旧日本船舶振興会) 35ページ
- 日本政策金融金庫 33ページ
- 日本年金機構 42ページ
- 年金事務所一覧 43ページ
- 農林水産関連 49ページ

<は行>

- ハローワーク(職業安定所)一覧 34ページ
- 弁護士会一覧 28ページ
- 法務局一覧 32ページ

<ら行>

- 労働基準監督署一覧 33ページ